

令和2年3月 9日 開会

令和2年3月19日 閉会

令和2年第1回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

3月9日（月）

議事日程	1
議長及び出席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	2
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）	5
議第2号について（提案説明・委員会付託）	7
議第3号について（提案説明・委員会付託）	9
議第4号について（提案説明・委員会付託）	10
議第5号について（提案説明・委員会付託）	12
議第6号について（提案説明・委員会付託）	13
議第7号について（提案説明・委員会付託）	15
議第8号について（提案説明・委員会付託）	17
議第9号について（提案説明・委員会付託）	19
議第10号について（提案説明・委員会付託）	20
議第11号について（提案説明・委員会付託）	21
議第12号について（提案説明・委員会付託）	29
議第13号について（提案説明・委員会付託）	31
議第14号から議第20号までについて（提案説明・委員会付託）	32
報第1号について（提案説明・質疑）	53
散会	54
会議録署名議員	55

3月19日（木）

議事日程	57
議長及び出席議員	58
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	58
職務のために出席した者	58
開議	59
会議録署名者決定	59
一般質問	59
5番 大平文雄議員	59
8番 岩田讓治議員	64
1番 石原英一議員	66
2番 渡邊裕光議員	70
4番 坂 悟議員	73
3番 傍嶋邦博議員	76
委員会報告	80
議会改革特別委員会	80
民生文教常任委員会	81
総務産建常任委員会	82
議第2号について（質疑・討論・採決）	83
議第3号について（質疑・討論・採決）	83
議第4号について（質疑・討論・採決）	83
議第5号について（質疑・討論・採決）	84
議第6号について（質疑・討論・採決）	84
議第7号について（質疑・討論・採決）	85
議第8号について（質疑・討論・採決）	85
議第9号について（質疑・討論・採決）	85
議第10号について（質疑・討論・採決）	86
議第11号について（質疑・討論・採決）	86
議第12号について（質疑・討論・採決）	86
議第13号について（質疑・討論・採決）	87
議第14号について（質疑・討論・採決）	87

議第15号について（質疑・討論・採決）	87
議第16号について（質疑・討論・採決）	88
議第17号について（質疑・討論・採決）	88
議第18号について（質疑・討論・採決）	88
議第19号について（質疑・討論・採決）	89
議第20号について（質疑・討論・採決）	89
閉会	90
会議録署名議員	91

令和2年3月9日（第1日）

議 事 日 程 (令和2年3月9日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第1号 専決処分の承認について
専第1号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第4 議第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第5 議第3号 安八町森林環境譲与税基金条例制定について
- 日程第6 議第4号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第5号 安八町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第6号 安八町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第7号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第8号 安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第9号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第10号 安八町病虫害防除事業負担金徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第11号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第14 議第12号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議第13号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議第14号 令和2年度安八郡安八町一般会計予算
- 日程第17 議第15号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
- 日程第18 議第16号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議第17号 令和2年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第20 議第18号 令和2年度安八郡安八町水道事業会計予算

- 日程第21 議第19号 令和2年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算
 日程第22 議第20号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
 日程第23 報第1号 令和元年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告
 について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 山中 美恵子

○出席議員（10名）

1番 石原 英一	2番 渡邊 裕光	3番 傍嶋 邦博
4番 坂 悟	5番 大平 文雄	6番 西松 巖
7番 碓井 昭夫	8番 岩田 讓治	9番 山中 美恵子
10番 渡邊 明博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副町長 岡田 武史
教育長 渡邊 均	調整監 水谷 秀平
建設調整監兼 産業振興課長 岡田 立	総務課長 山田 靖
企画調整課長 大平 共美	会計管理者 堀 芳弘
税務課長 坂 優	住民環境課長 吉村 等
福祉課長 坂 和由	建設課長 河合 一
生涯学習課長 安井 孝行	学校教育課長 堀 隆志

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 今村 厚士	書記 定益 直子
書記 馬淵 佑司	

(開会時間 午前10時00分)

議長 皆さん、改めましておはようございます。

とても時期としてはいい時候になりまして、桜の便りも間近いのかなというようなときでございますけれども、世界的に騒がれておりますというのか、危険を及ぼすコロナウイルスの関係で大変だなど、日本もその中の一番ではないけど二、三番のところにおるという大変厳しいときでございます。皆さん、何かとお忙しい中、今日は議会本会議初日、御苦労さんでございます。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから令和2年第1回安八町議会定例会初日を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回安八町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、7番 碓井昭夫君、8番 岩田讓治君に指名をいたします。

議長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの11日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月19日までの11日間にすることに決定をいたしました。

議長 町長からの発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 皆さん、おはようございます。

本日、令和2年第1回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙のところ御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

す。

開会に当たりまして、新年度に臨む私の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに住民の皆様の御理解と御協力を賜りたく存じます。

百花繚乱、様々な種類の花が色とりどりに咲き乱れる百梅園、馥郁たる梅の香りを楽しませてくれました梅まつりも3月2日にバザーを終了いたしました。昨日3月8日で今年の梅まつりを終了いたしました。今回はコロナウイラスの関係で来場者も例年に比べると少なかったと聞いております。また、第22回となる安八園遊会につきましても初めて中止とさせていただきました。

さて、今年には昭和30年に3村が合併して安八村が誕生して65年、そして昭和35年に町制施行して60周年の節目の年を迎えることとなります。

そして、本年は10年に1度の大規模な都市計画区域の見直しが行われる年でございます。スマートインターチェンジ周辺の市街化の拡大を着実に進め、企業誘致に向けた動きを促進させていきたいと考えております。産業は福祉の糧。町を豊かに、そして一人一人を豊かにしていくための最重要課題として取り組んでいきます。

また、安定した財政基盤の確立に向け、行財政構造の改革を進め、その中で施設の在り方、利用料金の見直しなども進めていきたいと考えております。

令和の時代は、過去に誰も経験したことのない社会に突入していくと考えております。蟬が脱皮を繰り返し成長するように、自治体も過去の延長線ではなく、過去の殻を脱ぎ捨てて、変化に的確に対応していく蛻変の経営が求められております。

故郷安八の発展を夢見て尽力されてきた諸先輩方の意思を引き継ぎ、たわまず屈することなく、安八町の将来を支える若者や子供たちに豊かな町を引き継いでいきたいと考えております。

どうか議員各位、住民の皆様方には一層の御理解、御協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

さて、本定例会に御提案申し上げます案件は、新年度予算の関係を中心に、条例関係、一般会計・特別会計補正予算など合わせて20議案となります。

新年度予算につきましては、財源的な制約を受ける中、限られた財源を最大限有効活用し、町の継続的な発展に向け、効率的活用を目指したミニマム型の予算として取り組んでまいりたいと考えております。基本的な考え方に

つきましては、後ほど御説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それぞれの案件の提案説明につきましては、副町長、担当課長より御説明申し上げますので、何とぞ十分御審議いただき、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

議長 ありがとうございます。

それでは、これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方にお願いを申し上げます。説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

議長 では、日程第3、議第1号 専決処分の承認についてを議題といたします。提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の1ページをお願いいたします。

議第1号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第1号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、3ページをお願いいたします。

専第1号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）。

令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ460万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億2,238万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月13日専決、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

5ページには歳入、6ページには歳出でございます。

いずれも補正前の額56億1,778万5,000円から460万1,000円を増額し、56億2,238万6,000円とするものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

事項別明細の2.歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

7ページの下段、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額215万円につきましては、今回の補正に伴います財源調整のため、基金から繰入れを行うものでございます。

1枚はねていただきまして、8ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

8ページの最下段、款、項とも消防費、目、災害対策費、補正額、増額の300万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金の国庫支出金150万円は、社会資本整備総合交付金で、消防費国庫補助金でございます。節区分の委託料300万円は、防災事務経費でございます。災害に強いまちづくり、防災安全に係る事業を国へ要望しておりましたところ、国の令和元年度補正予算の内示を受けまして、今回補正をお願いするものでございます。これは、昨年3月28日に安八町と中日本高速道路株式会社羽島保全・サービスセンターとの間で揖斐川及び長良川における洪水浸水時の緊急避難における名神高速道路区域の一時使用に関する協定の締結を受けまして、今後、中日本高速道路との協議を進めるため、名神高速道路における道路構造等の敷設計画書等を作成していかなければならないので、今回、避難場所の検討業務の委託料を計上するものでございます。

議長 続きまして、住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 同じく8ページ、最上段の表でございます。

款、総務費、項、目とも戸籍住民基本台帳費、補正額30万1,000円。財源内訳は、国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、個人番号カード交付事務費補助金30万1,000円でございます。節区分としまして、賃金16万2,000円、需用費の消耗品費1万7,000円、役務費の通信運搬費12万2,000円、これらはマイナンバーカードの交付円滑計画として、確定申告会場におきまして、臨時職員におきますマイナンバーカードの申請補助の事務費でございます。申請書の作成支援、写真撮影、郵送料などでございます。

議 長 続きまして、建設課長 河合一君。

建設課長 同じく議案書の8ページをお願いいたします。

中段でございます。款、土木費、項、道路橋りょう費、目、道路維持費、補正額130万円。特定財源、国庫支出金65万円は、防災・安全社会資本整備交付金でございます。節の工事請負費130万円は、道路維持経費として国の補正予算によります内示を受けましたので、こども園周辺のガードパイプ設置などに係る緊急交通安全対策事業費でございます。

以上、令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）につきまして、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第1号は原案どおり承認をいたしました。

議 長 日程第4、議第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の9ページをお願いいたします。

議第2号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年

法律第54号。以下「一部改正法」という。)が平成29年6月9日に公布されました。

今回の一部改正法による改正のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の規定が新たに設けられ、現行規定の第243条の2は「第243条の2の2」に繰り下げられたことに伴い、町の関係します関係条例を整備するため、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、11ページをお願いいたします。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

以下は、第1条から第2条まで2本の関係条例の改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の表紙1枚はねていただきまして、1ページをお願いいたします。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。第1条並びに第2条に係ります新旧対照表でございます。

左列が改正前、右列が改正後でございます。

まず第1条関係では、安八町監査委員条例でございます。

第3条の規定は、請求または要求による監査について、30日以内に監査に着手しなければならないことを規定するものでございます。今回の改正内容は、上位法であります地方自治法の一部改正により、第243条の2で新たに普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責という規定が新たに設けられ、現行規定の第243条の2、これは職員の賠償責任を規定するものでございますが、この規定が第243条の2の2に繰り下げられたことに伴い、条項ずれの改正を行うものでございます。

次の第7条の改正は、一般的に条例の本文中において最初に例規や法令名を引用する場合は、その例規や法令名のすぐ後ろに括弧書きにて公布年、種別、告示番号を表記することとなっております。しかしながら、本条例中における地方公営企業法のところには、そのような表記がなされておりましたので、今回それらを追加する改正を行うものでございます。

次の第2条関係は、安八町水道事業の設置等に関する条例でございます。今回の改正内容は、第1条関係の改正内容と同様で、地方自治法の改正により条項ずれの改正を行うものでございます。

議案書本文11ページへお戻りください。

附則となります。

この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第2号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第2号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第5、議第3号 安八町森林環境譲与税基金条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の13ページをお願いいたします。

議第3号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第3号 安八町森林環境譲与税基金条例制定について。

安八町森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、安八町森林環境譲与税基金を設置し、同基金の管理及び処分について、必要な事項を規定するため、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、15ページをお願いいたします。

安八町森林環境譲与税基金条例で、第1条の設置の目的から第7条の委任までが本則、並びに附則で構成します新規の基金条例でございます。

内容につきましては、議案書の15ページを御覧いただきながら、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の3ページをお願いいたします。

安八町森林環境譲与税基金条例の概要でございます。

第1の制定の主旨といたしまして、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「法」という。）が平成31年4月1日か

ら施行され、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する政策の財源として森林環境譲与税が創設され、令和元年度からその譲与が始まっておるところでございます。

当該譲与税の用途につきましては、適切な方法により公表されなければならない規定とされており、また単年度で全額を活用しなかった場合には、翌年以降に繰り越すことができるものとされております。

そこで、法に基づき、適正に当該譲与税を管理し、森林の整備に関する施策の財源に充てるため、安八町森林環境譲与税基金条例を制定するものであります。

第2に条例の内容といたしまして、森林環境譲与税を原資としまして、安八町における植樹や木材利用の促進、普及啓発等に関する施策の財源に充てるため基金を設置するものであります。第1条では設置の目的を規定し、また第2条では基金の積立てに関する規定を、また第3条には管理に関する規定、第4条では運用益金の処理に関する規定、第5条では繰替え運用に関する規定でございます。第6条、第7条については、それぞれ処分並びに委任に関する規定でございます。

議案書の15ページのほうをお願いいたします。

附則となります。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第3号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第3号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第6、議第4号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第4号を朗読説明申し上げます。

議第4号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について。

安八町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。
令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行によりまして、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことにより、本条例の一部を改正するものです。

1枚はねていただきまして、19ページです。

安八町印鑑条例の一部を改正する条例。

安八町印鑑条例（昭和53年安八町条例第1号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

別冊の議案資料の5ページには、新旧対照表を掲載しております。併せて御覧いただきますようお願いいたします。

今回の改正内容につきましては、印鑑条例第2条では、印鑑の登録資格を定めておりまして、第2項で印鑑登録できない方を定めております。現行では、第2号で成年被後見人の方については登録ができないと規定しておりますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨に沿いまして、「成年被後見人」という文言を「意思能力を有しない者（(1)に掲げる者を除く。）」と改めるものでございます。

また、第5条、第6条の改正につきましては、本文中の表記を整理するものでございます。

議案本文ですが、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上、御審議ほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第4号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第4号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということに決定をいたしました。

議 長 日程第7、議第5号 安八町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の21ページをお願いいたします。

議第5号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第5号 安八町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について。

安八町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下「情報通信技術利用法改正法」という。）が令和元年5月31日に公布されました。

今回の情報通信技術利用法改正法のうち、公布の日から起算して9か月を超えない範囲内において政令で定める日（令和元年12月16日）から施行されます行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、23ページをお願いいたします。

安八町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

安八町固定資産評価審査委員会条例（昭和46年安八町条例第17号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の7ページをお願いいたします。

安八町固定資産評価審査委員会条例新旧対照表。

左列が改正前、右列が改正後でございます。

今回の改正内容は、上位法であります法律の題名の改称や、また当該法律

の条文中に新規の条文が追加されたことに伴います条項ずれの改正が行われましたので、本条例における関係条文の規定を改正するものでございます。

まず第6条第2項の改正は、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の題名並びに当該法律の略称名が、それぞれ「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」という題名に、また「情報通信技術活用法」という略称名に改正されたものでございます。

法第3条第1項から法第6条第1項への条項ずれの改正につきましては、上位法におきまして新たに第2条で基本原則の規定が条文追加されたことによりまして、現行の第2条の規定が第3条に1条繰り下げられ、また第4条の情報システム整理計画という規定や第5条に国の行政機関等による情報システムの整備等の2条分の規定が新たに追加されたことによりまして、全部で3条分の繰下げが行われましたので、繰下げを行うものでございます。

議案資料の7ページ最後の第10条第2項3号の改正も同様でございます。

その前の第10条第1項第2号の改正も、先ほどの第6条第2項の改正内容と同様で、3条分が新規で追加されたことによりまして、法第4条第1項が法第7条第1項に繰下げを行うものでございます。

議案書の23ページへお願いいたします。

附則となります。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第5号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第5号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第8、議第6号 安八町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の25ページをお願いいたします。

議第6号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第6号 安八町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職における臨時・非常勤職員の任用根拠の明確化・適正化及び会計年度任用職員制度の整備を実施することを目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号・平成29年5月17日公布）が令和2年4月1日から施行され、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、本条例の一部を改正するものがあります。

1枚はねていただきまして、27ページをお願いいたします。

安八町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例。

安八町職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和30年安八町条例第4号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の9ページをお願いいたします。

安八町職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表。

左列が改正前、右列が改正後でございます。

今回の改正内容は、令和2年4月1日から新制度に移行する会計年度任用職員において、サービスの宣誓に関する規定、地方公務員法第31条の規定でございますが、この規定が適用されることになるため、第2条において、職員のサービスの宣誓の規定の中に、新たに第2項として会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する所要の規定を追加するものでございます。

27ページにお戻りください。

附則となります。

この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第6号は、会期内の総務産建常任委員会

で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第6号は会期内の総務産建常任委員会
会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第9、議第7号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
を議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書の29ページをお願いいたします。

議第7号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第7号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の公布により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、31ページをお願いいたします。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第11号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明申し上げますので、議案資料の11ページを御覧ください。

条例の新旧対照表。

左側が改正前、右側が改正後でございます。

本条例は、幼稚園や保育所の施設運営及び小規模保育や事業所内保育などの運営に関して、その基準を定めるものでございます。改正の趣旨、内容としては、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育や保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子育てのための施設等利用給付制度が創設されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

第2条、定義については、用語及び定義の変更でございます。給付制度創設の法改正に伴い、教育・保育給付に係る支給認定と区別を図るため、用語として「支給認定」という用語が「教育・保育給付認定」に変更されたため、この用語及び定義を改正するほか必要な定義を新たに加えるものでございます。

なお、この用語の変更につきましては、本条以降28の条文にわたって改正するものでございます。

続きまして、3枚はねていただきまして、16ページをお願いいたします。

中段、第13条、利用者負担額等の受領について。

副食費の取扱い規定の追加でございます。法改正に伴い、教育・保育給付認定を受けた保護者と当該保護者の同一の世帯に属するものに係る市町村民税所得割合算額が基準金額未満である者からは副食費を徴収しないこととされたことから、特定教育・保育施設は、当該費用を受領しない旨の規定をこの16ページから19ページにわたり定めるものでございます。

続いて、ページは25ページをお願いいたします。

上段、第35条は特別利用保育の基準、そして1枚はねた26ページの第36条は特別利用教育の基準でございますが、それぞれ法改正による読替え規定の改定及び追加でございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

中段、第42条、特定教育・保育施設等との連携については、連携方法の見直しでございます。特定地域型保育事業者による代替保育等の連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、連携教育を行う事業者がいるなどの一定の要件を満たすと町長が認めるときは、代替保育の確保の規定を適用しないことができるものでございます。また、本条では、特例保育所型

事業所内保育事業者の規定の追加も行います。保育所型事業所内保育事業を行うもので、乳幼児の受入れをしている場合でも、恒常的に満3歳以上の児童を受け入れているなど、町長が適当と認めるものは、連携施設を確保しないことができるという規定を追加するものでございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

下段、43条、利用者負担額等の受領については、法改正による読替え規定を改めるものでございます。

続いて、36ページをお願いいたします。

下段の第51条、特別利用地域型保育を提供する場合の基準の読替え規定を改めるものでございます。

続いて、38ページをお願いいたします。

中段、第52条、こちらは特定利用地域型保育を提供する場合の基準の読替え規定を改めるものでございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

附則の第3条、施設型給付費等に関する経過措置を削除するものでございます。

続いて、41ページをお願いいたします。

下段、附則の第5条は、連携施設の経過措置に関する猶予期間の見直しでございます。特定地域型保育事業者における連携施設の確保を猶予する経過措置期間を5年延長し、10年とするものでございます。

議案書の44ページのほうへ戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第7号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第7号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということに決定をいたしました。

議長 日程第10、議第8号 安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書の45ページをお願いいたします。

議第8号につきまして朗読説明申し上げます。

議第8号 安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例の一部を改正する条例制定について。

安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、社会就労センター「ひかりの里」の事業拡大を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、47ページをお願いいたします。

安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例の一部を改正する条例。

安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例（平成19年安八町条例第16号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明申し上げますので、議案資料の43ページを御覧ください。

安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例の新旧対照表。

左側が改正前、右側が改正後でございます。

本条例は、障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、就労に必要な訓練等を行う施設の設置条例でございます。現在、就労継続支援B型事業に限定しておりますが、今後、生活介護事業を追加することにより、常時介護を要する障害区分の重い方を昼間の時間帯に預かり、食事や排せつの介護などができるもので、保護者の不安、負担の解消が図られるものでございます。

第1条の設置規定では、施設を法律上位置づける改正を行うものでございます。

第3条の事業に、生活介護事業を第1号として新たに加えるほか、所要の改正を行うものでございます。

第4条の利用資格は、法律で引用する条文を変更するものでございます。

第8条及び次ページ44ページの第9条では、規定の書きぶりを整理するための改正でございます。

議案書の47ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和2年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第8号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第8号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第11、議第9号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第9号を朗読説明申し上げます。

議第9号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部が改正されたことによりまして、本条例の一部を改正するものです。

1枚はねていただきまして、51ページをお願いします。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

以下、改正本文でございます。

別冊の議案資料45、46ページには新旧対照表を掲載しております。

今回の改正については2条立てとなっております。第1条では、一部負担金を定める条項において、参照する厚生労働省告示の診療報酬の算定方法が改正されたことによりまして、注記番号がずれたことによりまして改正でござ

ざいます。

また、第2条では、国民健康保険法施行令の一部改正によりまして、保険料のうち、医療分の基礎賦課限度額を「61万円」から「63万円」に、また介護納付金賦課限度額を「16万円」から「17万円」に改正するもの、また保険料軽減判定所得の改正を17条で行うものでございます。

附則としまして、第1項、施行期日です。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定については、令和2年4月1日から施行する。

第2項、経過措置としまして、この条例による改正後の第13条の6、第13条の11及び第17条の規定は、令和2年度以降の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第9号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第9号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということに決定をいたしました。

議長 日程第12、議第10号 安八町病虫害防除事業負担金徴収に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

建設調整監兼産業振興課長 岡田立君。

建設調整監兼産業振興課長 それでは、議第10号につきまして、議案の朗読並びに御説明を申し上げます。

議第10号 安八町病虫害防除事業負担金徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町病虫害防除事業負担金徴収に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、薬品代並びに労務単価の高騰、消費税の改定等に伴い、稲作及び麦作の病虫害防除に係る1回当たりの負担金の見直しを行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、55ページをお願いいたします。

安八町病害虫防除事業負担金徴収に関する条例の一部を改正する条例。

以下、改正本文でございます。

3条中の散布区域1,000平方メートル当たりの1回の負担金を「2,500円」から「2,600円」に改めるものでございます。

議案資料の47ページに条例新旧対照をつけてございますので、併せて御参照いただければと思います。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものとする。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第10号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第10号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第13、議第11号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

順次、提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の57ページをお願いいたします。

議第11号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第11号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）。

令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,640万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億4,598万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に

繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正) 第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

59ページ並びに60ページは歳入、61ページ、62ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額56億2,238万6,000円から7,640万3,000円を減額し、55億4,598万3,000円とするものでございます。

続きまして、63ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費。単位は1,000円でございます。

款、総務費、項、総務管理費、事業名、プレミアム付商品券事業128万7,000円につきましては、当該商品券の使用期限が令和2年3月31日まででございます。それに伴います換金事務が令和2年度にも行われますので、繰り越すものでございます。

次の段、款、農林水産業費、項、農業費、事業名、町単土地改良事業800万円につきましては、北今ヶ淵(杵ノ戸)地内における2路線の道路測量設計業務委託でございます。

次の段、款、土木費、項、道路橋りょう費、事業名、道路新設改良事業1,227万6,000円につきましては、中須地内における3路線の道路測量設計業務委託でございます。

次の段、項、都市計画費、事業名、都市計画事務経費350万9,000円につきましては、市街化編入に係る都市計画決定が令和2年度中まで延長されたことにより、その関連業務の期間延長をする必要がありますので、繰り越すものでございます。

次の段、事業名、都市計画整備道路改良事業5,783万円につきましては、中地内における1路線の導水路整備工事といたしまして2,783万円、また牧地内における1路線の道路整備工事といたしまして3,000万円でございます。

次の段、款、項とも消防費、事業名、防災事務経費300万円につきましては、先ほどの議第1号で専決処分の御承認を頂きました一般会計補正予算(第6号)に係るものでございまして、名神高速道路における一時避難場所

の検討業務の委託料を繰り越すものでございます。

いずれも事業の年度内完了が困難でございますので、次年度へ繰越しを行うものでございます。

続きまして、64ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正。単位は1,000円でございます。

補正前及び補正後の起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

まず公共事業等債の限度額を310万円増額し、5,820万円といたします。これは、県営かんがい排水事業における追加工事のため増額をお願いするものでございます。

次の緊急防災・減災事業債の限度額を100万円減額し、1,290万円といたします。これは、防災行政無線デジタル化の調査設計業務の入札差金により減額するものでございます。

以上のことから、地方債の合計を3億5,640万円とするものでございます。

続きまして、65ページをお願いいたします。

事項別明細の2の歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

65ページの最上段、款、地方譲与税、項、目とも森林環境譲与税、補正額、新規での55万6,000円につきましては、平成31年4月1日から森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されました。この法律に基づきまして、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、森林環境譲与税が創設されて、令和元年度から森林環境譲与税が配分されることになり、今年度分といたしまして55万6,000円が譲与されましたので、補正するものでございます。

65ページの上から2段目の款、項、目とも利子割交付金から3段目の配当割交付金、最下段の株式等譲渡所得割交付金、1枚はねていただきまして、66ページの最上段、款、項、目とも地方消費税交付金、1つ飛んで3段目の地方特例交付金まで、これらの交付金の減額につきましては、一部では自動車取得税交付金は増額ではございますが、平成31年度当初予算編成においては、国の地方財政計画において前年を上回る見込みで示されておりましたが、今年度の実績といたしまして、これらの収入が落ち込み、よって交付金の収

入を減額するものでございます。

66ページの最下段、項、目とも子ども・子育て支援臨時交付金、補正額、増額の1,840万円につきましては、令和元年10月から実施されました幼児教育の無償化に係る経費といたしまして、地方負担分を措置する臨時交付金を創設され、全額国費により対応されるものでございます。

2枚はねていただきまして、70ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

歳出のうち、まず人件費関係、1の報酬、2の給料、3の職員手当等、4の共済費の減額につきまして御説明申し上げます。

70ページの上段の議会費の節区分1の報酬につきましては、議会議員の失職などに伴い、減額するものでございます。

続きまして、71ページの中段、款、総務費、項、目とも戸籍住民基本台帳費の人件費、それから72ページをお願いいたします。

72ページの下段から73ページの上段、款、民生費、項、児童福祉費、目、保育所費の人件費、続きまして74ページをお願いいたします。

74ページの下段の款、農林水産業費、項、農業費、目、農業総務費の人件費、次のページの75ページの中段、款、土木費、項、都市計画費、目、都市計画総務費の人件費、これらの人件費の減額につきましては、職員の退職や育児休業によりまして減額をお願いするものでございますので、御説明は省略をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

少し前へ戻っていただきまして、70ページをお願いいたします。

70ページの最下段、款、総務費、項、総務管理費、目、財政調整基金費、補正額、増額の150万円でございます。これは、今回の補正に伴います財源調整のため、財政調整基金に積立てを行うものでございます。

続きまして、71ページの最上段、目、森林環境基金費、補正額55万6,000円でございます。これは、令和元年度分といたしまして森林環境譲与税が55万6,000円譲与されており、単年度で活用するには金額も少額であり、使途が限られるため、今年度から当該基金条例を制定しまして、積立てを行うものでございます。

2枚はねていただきまして、75ページをお願いいたします。

75ページの最下段、款、項とも消防費、目、災害対策費、補正額、減額の

106万5,000円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で、地方債の緊急防災・減災事業債で減額の100万円でございます。節区分の委託料、減額の106万5,000円は、防災行政無線デジタル化の調査設計業務の入札差金により減額するものでございます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、70ページ中段をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、補正額、減額の3,900万円。減額の内訳といたしましては、地方創生事業100万円、プレミアム付商品券事業3,800万円でございます。

財源内訳といたしましては、地方創生事業としまして、特定財源、県支出金75万円、地方創生事業としまして移住支援補助金でございます。節区分、負担金、補助及び交付金、補助金3,580万円のうち、地方創生事業としまして100万円でございます。地方創生事業、移住支援補助金につきましては、東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、東京圏の在住者または通勤者が地方へ移住し、就業した場合に、移住に要した費用を補助する制度でございます。申請がなかったため、減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、プレミアム付商品券事業といたしましては、特定財源、国庫支出金1,000万円、プレミアム付商品券事業及びその他で諸収入といたしまして2,800万円、プレミアム付商品券代でございます。節区分、共済費9万円、賃金50万円、こちらは短期雇用に係るものでございます。需用費96万円、役務費150万円、委託料15万円、負担金、補助及び交付金、補助金3,580万円のうち、プレミアム付商品券事業といたしましては3,480万円でございます。この10月より消費税の10%への引上げに伴い、低所得者及び子育て世帯を対象にプレミアム付商品券を発行する事業でございます。購入が3月31日まであるため、過去の購入実績を考慮し、見込みによる減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、75ページ上段をお願いいたします。

款、商工費、項、商工費、目、商工業振興費、補正額、減額の480万円。節区分、負担金、補助及び交付金、交付金につきましては、企業立地促進事業としまして工場等設置奨励金交付金でございます。内容といたしましては、

奨励金の額が確定いたしましたので、減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、同じく75ページ中段をお願いいたします。

款、土木費、項、都市計画費、目、都市計画総務費、補正額、減額の350万2,000円。そのうち人件費を除くものとして、節区分、委託料、業務委託、補正額、減額の86万円。市街化区域編入に向けたマスタープランの策定や区域区分の変更に伴う業務委託の入札差金による減額補正をお願いするものでございます。

議長 住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 70ページへ戻っていただきますようお願いいたします。

70ページ中段、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、減額の712万3,000円。節区分、負担金、補助及び交付金の補助金、減額の712万3,000円は、コミュニティバス運行経費中、地域間幹線系統の民間路線バスに係る補助金の確定に伴う減額でございます。

次ページ、71ページ中段の表です。

項、戸籍住民基本台帳費、目、戸籍住民基本台帳費、補正額48万円。財源内訳として、国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金の個人番号カード交付事務費補助金273万9,000円、ほか一般財源でございます。節区分、負担金、補助及び交付金の交付金273万9,000円は、国庫補助金を頂き、個人番号カードの発行に係る経費としてカード作成機関のほうへ全額支払うものでございます。

1枚はねていただきまして、73ページ下段の表でございます。

款、衛生費、項、保健衛生費、目は中段の環境衛生費でございます。補正額48万6,000円。特定財源として、国庫支出金32万4,000円、国庫、県費とも浄化槽設置に係る高度処理型合併浄化槽設置補助金、国庫が16万2,000円、県支出金が16万2,000円、残りは一般財源でございます。節区分として負担金、補助及び交付金の補助金48万6,000円は、当初の高度処理型合併浄化槽設置整備事業費補助金の交付要綱に基づきまして、申請が一気になされました。そのため補助金を交付するものでございます。補助率としましては、国、県とも各3分の1、町が3分の1でございます。

その下、目、斎苑費、補正額はございません。財源区分が変更したことに

伴う補正でございます。特定財源でございます輪之内町からのやすらぎ苑維持管理費負担金が確定したことによりまして、減額240万円のうち、一般財源を増するものでございます。

裏面、74ページをお願いいたします。

項の清掃費、目の塵芥処理費、補正額、減額の250万円、全て一般財源でございます。節区分、需用費の消耗品費、減額の150万円、こちらはごみ袋購入に伴う入札差金による減額でございます。負担金、補助及び交付金の補助金でございますが、減額の100万円。これにつきましては、地区リサイクル奨励金の確定に伴う減額でございます。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 ページは71ページへ戻っていただきまして、最下段をお願いいたします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額、減額の706万3,000円。節区分の繰出金は、額の確定により国民健康保険特別会計への繰出金を減額するものでございます。

特定財源の国庫支出金、減額の466万円は、1枚めくっていただいて、72ページの上段、国庫支出金、減額の78万9,000円及び県支出金、減額の387万1,000円で、ともに国民健康保険保険基盤安定負担金でございます。

続きまして、目の身体障がい者福祉費、補正額、増額の782万円。特定財源の国庫支出金391万円は、障害者自立支援給付費負担金の236万円と障害者医療費国庫負担金155万円でございます。県支出金の195万5,000円は、障害者自立支援給付費負担金でございます。心身障がい者福祉事務の経費として節区分の扶助費は、更生医療給付費及び訓練等給付費の増額によるものでございます。

続きまして、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、補正額、減額の164万3,000円。子育て支援事業として、臨時職員1名が退職したため、節区分の共済費、社会保険料等及び賃金をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、目、児童措置費、補正額、減額の1,150万円。特定財源の国庫支出金、減額の814万8,000円は児童手当交付金、県支出金、減額の167万5,000円は児童手当負担金でございます。児童手当の支給に係る経費として、支払い人数の確定により減額をするものでございます。

続きまして、目の保育所費、補正額、減額の576万7,000円。特定財源のそ

の他、負担金の減額2,440万円は保育料、そして73ページの上段の諸収入、増額の600万円は副食費でございます。こども園に係る経費として、節区分の賃金、増額の410万円は、産休保育士の代替職員のパート賃金でございます。節区分の需用費、食糧費の減額100万円は、園児数の減少に伴う間食代の減、光熱水費の減額100万円は、プールの実施回数の減によるものでございます。委託料の業務委託、減額の250万円は、園児数の減少に伴う副食代の減でございます。

続いて、73ページ、款、衛生費、項、保健衛生費、目、母子保健費、補正額、減額の212万8,000円。健康診査事業として、節区分の委託料、業務委託は、妊娠届出数の減少による健診対象者の減によるものでございます。

議長 建設課長 河合一君。

建設課長 74ページ最下段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目の農地費、補正額429万5,000円。特定財源、地方債310万円は公共事業等債でございます。節の負担金、補助及び交付金429万5,000円は、県営かんがい排水事業として、揖斐川以東用水西幹線南部への延伸に係る県への事業費負担金でございます。

議長 建設調整監兼産業振興課長 岡田立君。

建設調整監兼産業振興課長 議案書の74ページの中段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業委員会費、補正額66万円でございます。財源内訳は、県支出金の農地利用最適化交付金66万円で、全て農業委員の報酬でございます。農業委員の農地集約業務等の年間活動の成果に対し県の補助金が確定しましたので、農業委員の能率給の部分で補正をお願いするものでございます。

続きまして、1つ飛んで下段の目、農業振興費、補正額239万3,000円でございます。財源内訳としましては、県支出金206万3,000円は、元気な農業産地構造改革支援事業補助金でございます。残り、一般財源でございます。全て負担金、補助及び交付金の補助金で、営農組織支援推進事業として杵ノ戸集落営農組織の機械導入に対し県の補助採択を受けましたので、補正をお願いするものでございます。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 76ページをお願いいたします。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額、増額の99万9,000円。特定財源といたしまして、その他、寄附金といたしまして99万9,000円でございます。節区分、備品購入費99万9,000円につきましては、結小学校への楽器購入のため一般の方から寄附金を頂きましたので、計上させていただきました。

続きまして、項、中学校費、目、教育振興費、補正額、減額の100万円。節区分といたしまして、扶助費、減額の100万円。これにつきましては、中学校の要保護等就学援助経費でございますが、対象人数の減によります減額補正をさせていただきました。

続いて、項、保健体育費、目、学校給食費、補正額、減額の138万2,000円。節区分といたしまして、共済費、減額の17万7,000円、賃金といたしまして減額の120万5,000円でございます。臨時職員1名の退職によります減額でございます。

以上、議第11号、一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第11号は、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第11号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。35分再開をいたしますのでお願いします。

（午前11時20分 休憩）

（午前11時35分 再開）

議長 再開をいたします。

議長 日程第14、議第12号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第12号を朗読説明させていただきます。

議第12号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3

号)。

令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ927万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億9,745万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。

79ページが歳入、80ページが歳出でございます。単位はいずれも1,000円。

最下段の合計額でございますが、補正前16億673万2,000円、補正額、減額の927万3,000円、計として15億9,745万9,000円でございます。

81ページからは、歳入内訳でございます。

歳入のうち、特定財源は歳出で御説明しますので、一般財源のみ御説明します。

最下段の表、款、繰入金、項、目とも一般会計繰入金、補正額、減額の706万3,000円。節区分、保険基盤安定繰入金、減額の621万1,000円、出産育児一時金、減額の140万円、財政安定化支援事業54万8,000円、いずれも繰入額の確定に伴うものでございます。

続きまして、1枚はねていただきまして、82ページをお願いします。

項、基金繰入金、目、国保基金繰入金、補正額、減額の323万3,000円。節区分、国保基金繰入金、減額の323万3,000円。今回の補正の調整によるものでございます。

次、83ページでございます。

歳出の内訳でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、減額の210万5,000円。財源内訳として、国庫支出金6万1,000円は、国庫補助金、制度関係業務準備事業費、減の79万3,000円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、増の85万4,000円、差引き6万1,000円の増でございます。一般財源減額の216万6,000円。節区分、委託料の業務委託、減額の210万5,000円。

こちらは社会保障・税番号制度システム整備費に係る電算委託料の増9万5,000円、また、特別調整交付金委託業務の減220万円によるものでございます。

その下の表、款、保険給付費、項、出産育児諸費、目、出産育児一時金、補正額、減額の210万円、全額一般財源でございます。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金、減額の210万円。出産一時金の件数見込みの減によるものでございます。対象見込みとしましては、10人でございます。

その下の表、款、国民健康保険事業費納付金、項、医療給付費分、目、一般被保険者医療給付費分、こちらは財源区分を変更するもので、補正額はございません。県支出金の県補助金、財政健全化特別対策費補助金65万2,000円の増額が確定したものであるものでございます。

1枚はねていただきまして、84ページ、款、保健事業費、項、目とも特定健康診査等事業費、補正額、減額の550万円。財源内訳として、県支出金、県補助金の保険給付費等交付金、特別交付金31万円、残りが一般財源でございます。節区分、委託料の業務委託、減額の550万円は、特定健康診査等事業の確定見込みによる減額でございます。

最後に、款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金、補正額43万2,000円。財源内訳は、全額一般財源でございます。節区分、償還金、利子及び割引料43万2,000円は、平成27年度分の療養給付費等の負担金の返還金の確定によるものでございます。こちらは、国、県のほうへ償還するものでございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第12号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第12号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第15、議第13号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の85ページをお願いいたします。

議第13号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第13号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）第1条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

87ページをお願いいたします。

第1表 繰越明許費。単位は1,000円でございます。

款、項とも公共下水道費、事業名、処理場整備費、金額2,220万円。平成9年に供用開始した安八浄化センターも20年以上が経過し、老朽化が著しく、日本下水道事業団へ委託し、現在、計画的に長寿命化を図るための工事を進めております。今年度は、下水処理に伴うポンプ室や汚泥棟の土木工事、機械電気設備の一部更新を予定しておりましたが、日本下水道事業団発注の工事が入札不調となり、設計の見直し等により発注が遅れ、年度内の完成が困難となったことから、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第13号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第13号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということに決定をいたしました。

議長 日程第16、議第14号 令和2年度安八郡安八町一般会計予算、日程第17、議第15号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算、日程第18、議第16号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算、日程第19、議第17号 令和2年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算、日程第20、議第18号 令和2年度安八郡安八町水道事業会計予算、日程第21、議第

19号 令和2年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算、日程第22、議第20号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについてまでの7議案を一括議題といたします。

事務局より、令和2年度予算町長提案説明要旨を配付させます。

〔資料配付〕

議長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 それでは、令和2年度予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、当町の情勢を踏まえ、概要について御説明申し上げます。

令和2年度は、3村合併65周年、町制施行60周年という節目の年に当たります。これまで築かれた安八町のさらなる発展に向け、決意も新たにすところではありますが、依然として厳しい行財政運営が続いております。

財政の好転・健全化を目指し、まちの発展、活性化につなげるための行財政構造の改革や企業誘致関連事業を最重点施策に掲げ、できる限り早期に効果が得られるよう鋭意努力しているところでもあります。

しかしながら、社会情勢への対応、施設の長寿命化対策等に加え、義務的経費の高止まりもあり、需要費は増大傾向にあります。財源の確保が難しく、緊縮型の予算編成が必至の思いではありますが、義務的経費の増大、法改正への対応など、盛り込まなければならない事業もございます。

これらを踏まえ、今後の安八町の継続的な発展に向けた整備・構想期間としての認識の下で、限られた財源の有効、効率的活用を図り、必要最小限的なものを計上いたしましたミニマム型の予算として編成に取り組みました。住民の皆様には御迷惑をおかけするところもございますが、精いっぱい有効的、効率的な活用に努めますので、御理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

次に、本町における令和2年度予算について御説明申し上げます。

まず一般会計予算の総額は55億9,500万円、前年度の当初予算対比3億円の増、5.7%の増となっております。財政的には、公債費、医療費の助成等の扶助費や公共下水道事業特別会計への繰り出しが増額し、経常収支比率も高く、財政の硬直化が顕著となっております。諸事業の実施とともに、施設の在り方の検討など、さらなる行財政改革を進めてまいります。

まず歳入の主なものといたしまして、町税は20億3,000万円、前年度対比737万2,000円の増、率にいたしまして0.4%の増でございます。地方交付税につきましては13億600万円、前年度対比1億1,800万円の増、率にいたしまして9.9%の増、国庫支出金につきましては4億6,160万3,000円、前年度対比7,730万3,000円の増、率にいたしまして20.1%の増でございます。繰入金につきましては7,352万5,000円、前年度対比5,147万5,000円の減、率にいたしまして41.2%の減であります。町債につきましては4億4,610万円、前年度対比1億4,820万円の増、率にいたしまして49.7%の増でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、まず民生費につきましては19億2,688万4,000円、前年度対比4,937万5,000円の増でございます。率にいたしまして2.6%の増であります。総務費につきましては6億6,743万3,000円、前年度対比1,964万8,000円の減、率にいたしまして2.9%の減でございます。土木費につきましては7億3,835万6,000円、前年度対比7,845万8,000円の増でございます。率にいたしまして11.9%の増となっております。

各事業につきましては、第五次総合計画施策大綱別に概略を御説明申し上げます。

まず、「明日を担うひとを育むまちづくり」におきましては、学校の空き教室を有効に活用することと、通室時の安全を確保するため、現在ハートピア安八に設置しております放課後児童クラブ名森教室を名森小学校内へ移転改築いたします。また、こども園において、保護者の負担軽減と衛生的な環境づくりのため、こども園で使用した紙おむつの処分のボックスを設置いたしまして、こども園内で処分する方向で調整をいたします。また、通学路・交通安全プログラムとして、通学路の安全対策や小・中学生への医療費助成、放課後児童クラブ開設事業、幼児教育無償化事業などを継続して実施いたします。

次に、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」におきましては、新たに病気療養中の方へのウィッグ助成を実施いたします。そのほか、各種予防接種事業につきましては、ロタウイルスワクチン接種にも拡大するほか、妊婦健康診査助成や不妊治療助成などを継続して実施していきます。

次に、「便利で快適に暮らせるまちづくり」におきましては、移住・定住施策として定住促進住宅取得助成事業の対象を中古住宅取得へも拡大してい

きます。そのほか、地域間幹線バスやコミュニティバス運行事業などを継続して実施するほか、スマートインターチェンジアクセス道路の延伸工事を継続していきます。

次に、「自然と共生した潤いのあるまちづくり」におきましては、布団回収処理事業、低炭素推進事業などを継続して実施していきます。

次に、「みんなで守る安全・安心なまちづくり」におきましては、防災行政無線デジタル化事業を実施いたします。この事業につきましては、これまでの機能に加え、防災アプリと連携させるなどの充実を図り、令和2年度より3年間の継続事業とする予定であります。そのほか、ブロック塀などの除去に対する補助事業、地区防災設備整備補助事業などを継続して実施してまいります。

次に、「活力と賑わいのあふれるまちづくり」においては、新たに県営事業といたしまして牧地区の圃場整備事業に取り組んでまいります。そのほか、企業立地促進事業、農業振興としての多面的機能支払交付金事業などを継続して実施していきます。

次に、「みんなで協働する参画・交流のまちづくり」におきましては、我が安八町出身のオリンピック代表候補選手に対しまして、東京オリンピックでの活躍を期待いたしまして、町全体で盛り上げる東京オリンピック応援事業のほか、地区活動に対する助成やクリーンパトロール事業などを継続して実施していきます。

最後に、「明日を開く自立したまちづくり」におきましては、合併65周年記念事業や、ふるさと寄附金特典事業に町内企業の製品を返礼品に加え、拡充し、実施していきます。そのほか、町史の編さん事業、郵便局での住民票等発行業務を継続して実施し、引き続き行財政改革にも取り組んでいきます。

一般会計に続きまして、特別会計の予算につきまして御説明を申し上げます。

まず国民健康保険特別会計におきましては、15億4,800万円、前年度対比4,800万円の減、率にいたしまして3.0%の減となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計におきましては、1億9,000万円、前年度対比2,100万円の増、率にいたしまして12.4%の増となっております。

次に、児童発達支援事業特別会計におきましては、2,400万円、前年度対

比300万円の増、率にいたしまして14.3%の増となっております。

次に、水道事業会計におきましては、配水場更新事業完了によりまして、2億6,700万円、前年度対比6億2,000万円の減、率にいたしまして69.9%の減となっております。

最後に、公共下水道事業特別会計におきましては、9億3,000万円、前年度対比1,300万円の増、率にいたしまして1.4%の増となっております。

以上が新年度の予算概要と主な施策でございます。

詳細につきましては、これから副町長より御説明を申し上げます。慎重審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は1時15分から。よろしくお願いたします。

(午前11時57分 休憩)

(午後1時15分 再開)

議長 再開をいたします。

それでは、一般会計予算から順次説明を求めます。

副町長 岡田武史君。

副町長 それでは、予算書のほうを御覧願います。

表紙をはねていただきまして、まず一般会計予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第14号 令和2年度安八郡安八町一般会計予算。

令和2年度安八郡安八町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55億9,500万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時

借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

はねていただきまして、（歳出予算の流用）第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

1 ページ以降が、第1表 歳入歳出予算でございます。

1 ページから4 ページまでが歳入、5 ページ、6 ページが歳出となっております。

7 ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

1 としまして、農業近代化資金利子補給。期間は借入年度より返済の年度まで、限度額は借入金額の1%以内でございます。

2 としまして、安八町土地開発公社が借入れする事業資金に対する債務。令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間で、12億円に対する元金、利子及び遅延利息の損失補償が限度額となっております。

3 としまして、防災無線デジタル化事業。令和3年度から令和4年度まで。限度額は2億9,630万円でございます。

8 ページをお願いいたします。

第3表 地方債でございます。

起債の目的です。臨時財政対策債としまして限度額2億1,500万円、そのほか事業充当分を合わせまして、限度額としましては4億4,610万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、御覧のとおりでございます。

9 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

9 ページ、10 ページが歳入、11 ページが歳出でございます。前年度との比較、また財源内訳のほうもまとめたものでございます。

12 ページをお願いいたします。

12ページ以降が明細となっております。

主なものを中心に御説明をさせていただきます。

まず歳入でございます。

町税でございます。各税目間での増減はございますが、町税全体では20億3,000万、ほぼ前年度並みの計上となっております。

13ページをお願いいたします。

譲与金、交付金と続きます。いずれも実績、また地方財政計画を踏まえ計上いたしております。

13ページの最下段でございます。

森林環境譲与税、これにつきましては新設がされるものでございます。令和2年度につきましては、全額、新設します基金のほうに積立てを行います。

14ページをお願いいたします。

14ページの最下段でございます。法人事業税交付金でございます。1,300万円の計上でございます。消費税率の引上げの関係で新たに設けられるものでございます。

16ページをお願いいたします。

最上段でございます。地方交付税でございます。普通交付税、特別交付税、合わせまして13億600万円を見込んでおります。対前年1億1,800万円の増となっております。

続きまして、16ページ最下段から始まります分担金及び負担金でございます。目の1民生費負担金につきましては1,974万円、対前年4,984万2,000円の減額となっております。保育料の無償化によりまして、保育料が減額となっております。

17ページ以降が、使用料及び手数料となっております。いずれもほぼ前年度並みの計上となっております。

19ページをお願いいたします。

19ページ最下段になります款の15国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金でございます。1,877万8,000円の計上でございます。対前年1,525万5,000円の増となっております。説明欄にもございます個人番号カードの交付に係る補助金等が増額となっております。

20ページをお願いいたします。

目の4になります土木費国庫補助金でございます。7,223万7,000円、対前年3,502万1,000円の増となっております。説明欄では上から3番目になります社会資本整備総合交付金7,155万円ということで、アクセス道路をはじめまして、道路整備に対します交付金を計上しております。

続きまして、目の教育費国庫補助金でございます。2,180万5,000円、対前年1,754万9,000円の増となっております。説明欄では2段目、また3段目になります、幼児教育の無償化の関係の交付金が増えております。

21ページをお願いいたします。

款の16県支出金、項の2県補助金、目の1総務費県補助金でございます。本年度は334万円の計上でございます。説明欄、最上段になります岐阜県空家除却費の支援事業補助金ということで、令和2年度より新たに創設します補助制度に対する補助金を計上しております。

22ページをお願いいたします。

目の4農林水産業費県補助金でございます。本年度4,806万2,000円の計上でございます。この中では節の2になります農地費県補助金ということで、土地改良事業調査設計事業補助金でございます。新規の土地改良事業への着手の関係で、調査設計に対する補助金を計上いたしております。

23ページをお願いいたします。

最上段、目の6教育費県補助金でございます。1,314万6,000円。こちらも先ほどの国庫と同じくでございます。子育てのための施設等利用給付交付金、幼児教育の無償化に関する補助金をこちらで計上いたしております。

24ページをお願いいたします。

最下段になります繰入金でございます。財政調整基金をはじめ、各種基金より合わせまして7,352万5,000円の繰入れを予定いたしております。

27ページをお願いいたします。

諸収入の雑入でございます。

27ページ説明欄、上から2段目になります副食費でございます。保育料の無償化に伴いまして、給食費をこちらのほうで受入れをするものでございます。

28ページをお願いいたします。

町債でございます。臨時財政対策債、そのほか合わせまして4億4,610万

円の発行を予定いたしております。

また、最下段、自動車取得税交付金につきましては、環境性能割交付金へ移行することになりますので、廃目となります。

次のページ以降が歳出となります。

まず議会費でございます。本年度7,476万3,000円の計上となっております。ほぼ前年度並みとなっております。

30ページをお願いいたします。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の1の一般管理費でございます。本年度3億4,297万3,000円の計上でございます。こちらの中で、合併の65周年の記念事業、また説明欄で最下段にございます空き家対策としまして、空き家の除去に関する補償制度をこちらのほうに盛り込んでおります。

33ページをお願いいたします。

目の7の企画費でございます。642万7,000円の計上です。対前年151万8,000円の増となっております。説明欄の企画振興経費としまして、新たにふるさと寄附金の返礼品の拡充を図っております。また、地方創生事業ということで、移住・定住施策としまして中古住宅の取得に対しましても補助制度を拡充いたしております。

以降、基金への積立てが続きます。

34ページをお願いいたします。

目の12ですが、森林環境基金費ということで118万円の計上でございます。譲与される分を全額、基金のほうに積立てをするものでございます。

続きまして、項の2の徴税費でございます。目の2賦課徴収費でございます。

ページは35ページになりますが、説明欄、上から2段目になります固定資産地番図等更新業務でございます。3年サイクルでの評価の見直しを行っております。令和2年度につきましては、事業費が減少となっております。

続きまして、その下でございます項の3戸籍住民基本台帳費でございます。目としまして戸籍住民基本台帳費、本年度3,708万1,000円、対前年1,352万9,000円の増となっております。こちらのほうでは、個人番号のカード交付の関係が増額となっております。

37ページをお願いいたします。

選挙費になります。目の2 県知事選挙費ということで708万1,000円の計上です。令和3年2月の任期満了に伴います県知事選挙費の計上でございます。38ページをお願いいたします。

目の2の統計調査費でございます。451万5,000円でございます。説明欄は最下段になります国勢調査経費ということで、令和2年度が本調査の実施の年度となっております。

39ページをお願いいたします。

民生費になります。目の1 社会福祉総務費、本年度2億167万9,000円、対前年1,081万の減となっております。国民健康保険の特別会計の繰出金が減額となっております。

40ページをお願いいたします。

目の3 老人福祉費でございます。4,987万6,000円の計上でございます。1,895万3,000円の増となっております。

ページは41ページになりますが、負担金ということで、あすわ苑の負担金が増額となっております。

42ページをお願いいたします。

目は最下段になります6の身体障がい者福祉費でございます。3億2,550万1,000円、対前年4,827万3,000円の増となっております。

ページは43ページになります。委託料としてひかりの里への委託料、また19扶助費でございます共同生活援助給付費、こちらのほうが増額となっております。

46ページをお願いいたします。

児童福祉費でございます。目の3 保育所費でございます。3億6,256万9,000円の計上でございます。こども園の運営に係る経費でございます。紙おむつの園内での処分、また統合につきましては引き続き検討を進めてまいります。

続きまして、48ページをお願いいたします。

衛生費の目の2 予防費でございます。4,707万2,000円。この中で、新規でございますが、ロタウイルスの予防接種に対する助成を入れております。

また、49ページの目の4になります成人保健費2,714万2,000円。こちらの中でも、新規でございます、病気療養されます方のウィッグの購入に対する

助成制度を盛り込んでおります。

53ページをお願いいたします。

農林水産業費になります。目の3農業振興費ということで、8,080万5,000円の計上でございます。説明欄の最下段であります営農組織支援推進事業ということで、多面的事業、また農業機械等の導入支援を引き続き実施してまいります。

54ページをお願いいたします。

目の5農地費です。4,674万2,000円、3,695万6,000円が増となっております。説明欄では、3段目、4段目になります、県営かんがい排水事業、揖斐川以東用水の関係でございます。また、その下でございます県営土地改良事業ということで、新しく土地改良事業を計上いたしております。

56ページをお願いいたします。

商工費になります。目の2商工業振興費ということで、本年度4,303万4,000円の計上です。対前年1,611万4,000円の減額となっております。説明欄、下から2段目になります企業立地促進事業ということで、令和2年度につきましては奨励対象となる全額が減少となっております。

58ページをお願いいたします。

土木費になります。項の2道路橋りょう費、目の1道路維持費でございます。本年度8,944万5,000円、対前年2,780万円の増となっております。道路の舗装補修に係ります事業費を増額で計上いたしております。

60ページをお願いいたします。

目の2都市計画整備事業費、本年度8,330万2,000円の計上です。対前年5,089万7,000円が増となっております。こちらにつきましては、アクセス道路に係る整備費のほうを盛り込んでおります。

目は、その下になります下水道整備費ということで、下水道会計の繰出金でございます。4億5,800万円の繰り出しを予定いたしております。

61ページをお願いいたします。

款の8消防費でございます。目の1非常備消防費、本年度3,928万円の計上です。対前年1,807万9,000円が増となっております。県の操法大会が安八郡で開催されます。その関係で負担金が増えております。

62ページをお願いいたします。

目は最下段になります4の災害対策費1億2,029万5,000円の計上です。9,610万7,000円が増となっております。

ページは63ページを御覧いただきたいと思います。節区分、工事請負費がございます。防災行政無線のデジタル化に向けました事業費をこちらのほうで計上いたしております。

65ページをお願いいたします。

教育費になります。目の4国際交流費です。1,480万1,000円、対前年408万3,000円の減となっております。中国交流につきまして、新型コロナウイルスの関係で事業の実施を見送りとさせていただいております。

その下の目になります目の5放課後児童クラブ費3,209万8,000円、283万円の増となっております。名森教室につきまして、名森小学校での実施に向けて教室の改修費を計上いたしております。

67ページをお願いいたします。

教育費の小学校費になります。目の1学校管理費、本年度8,989万6,000円、対前年737万円の増となっております。教科書の改訂の年度に当たります。指導用教材の整備などを計上させていただいております。

69ページをお願いいたします。

項の4社会教育費、目の1社会教育総務費でございます。本年度3,303万6,000円、対前年834万2,000円の増となっております。説明欄では最下段になります町史編さん事業ということで、町史の印刷経費をこちらのほうで盛り込んでおります。

71ページをお願いいたします。

目の3ハートピア安八費でございます。今年度9,093万6,000円、対前年694万9,000円の減での計上となっております。

76ページをお願いいたします。

款の10公債費でございます。元金、利子、合わせまして5億9,662万5,000円を計上いたしております。

その下、最下段、予備費につきましては、前年同額の900万円での計上となっております。

78ページをお願いいたします。

79ページにわたりますが、地方債の状況でございます。79ページの一番右、

最下段を御覧いただきたいと思います。令和2年度末の残高としまして62億2,723万円と見込んでおります。

80ページをお願いいたします。

給与費の明細でございます。職員数、給与費等につきまして、前年度との比較もまとめております。

ページは、81ページのほうを御覧いただきたいと思います。会計年度任用職員制度の移行によりまして、区分のところですが、職員数に新たに会計年度任用職員という欄を設けております。222人を上げております。また、給与費につきましても人件費が賃金から報酬に変わるということもございますので、新しく報酬の欄を設けております。

以上で一般会計の予算の御説明とさせていただきます。

続きまして、用紙の黄色のところを御覧いただきたいと思います。

国民健康保険特別会計予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第15号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算。

令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億4,800万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用) 第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算でございます。

1ページ、2ページが歳入、3ページ、4ページが歳出となっております。

5ページにつきましては、歳入歳出予算の事項別明細書でございます。

5ページが歳入、6ページが歳出となっております。

7ページ以降が明細となっております。

令和2年度につきましては、被保険者数を2,981人、対前年221人の減で見込んでおります。

まず7ページの国民健康保険料でございます。合わせまして2億9,246万円を計上いたしております。

8ページをお願いいたします。

款の3国庫支出金、項の1国庫補助金、目の1社会保障・税番号制度システム整備費補助金ということで、新しく148万5,000円を計上いたしております。

9ページをお願いいたします。

繰入金の関係でございます。一般会計からは8,817万円、また基金のほうからは2,012万5,000円の繰入れを予定いたしております。

12ページをお願いいたします。

歳出になります。

保険給付費でございます。まず療養諸費でございますが、合わせまして、12ページの最下段になります9億7,853万2,000円と見込んでおります。

高額療養費につきましては、13ページになりますが、1億4,032万円と見込んでおります。

14ページをお願いいたします。

最下段になります款の3国民健康保険事業費納付金、項の1医療給付費分としましては2億4,355万7,000円。

15ページになりますが、後期高齢者支援分としましては9,023万6,000円を計上いたしております。

以上で国民健康保険特別会計の御説明とさせていただきます。

続きまして、紫色の用紙のところを御覧願います。

後期高齢者医療特別会計予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第16号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算。

令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めると

ころによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算でございます。

1ページが歳入、2ページが歳出となっております。

3ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

3ページが歳入、4ページが歳出でございます。

5ページ以降が明細となっております。

こちら令和2年度の被保険者数は2,045人、対前年67人の増で見込んでおります。

5ページの最上段でございます後期高齢者医療保険料としまして、合わせまして1億3,169万6,000円と見込んでおります。

ページを進めていただきまして、9ページをお願いいたします。

歳出になります。

最上段になります後期高齢者医療広域連合納付金としまして、本年度1億7,357万4,000円を計上いたしております。

以上で後期高齢者医療の特別会計の御説明とさせていただきます。

続きまして、オレンジ色の用紙のところをお願いいたします。

児童発達支援事業特別会計予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第17号 令和2年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算。

令和2年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,400万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算となります。

1 ページが歳入、2 ページが歳出となっております。

3 ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書の歳入でございます。

4 ページが歳出となっております。

5 ページ以降が明細となっております。

まず歳入の最上段でございます。款の1の障害児給付費、項の1の障害児給付費、目の1 児童発達支援費でございます。本年度は936万円の計上となっております。

1つ飛んでいただきまして、繰入金でございます。一般会計のほうからは1,451万7,000円の繰入れを予定いたしております。

7 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の1 総務費、項の1 総務管理費、目の一般管理費でございます。本年度2,312万7,000円の計上でございます。主に職員の人件費の関係が中心となっております。

9 ページ以降に給与費の明細もつけさせていただいております。

以上で児童発達支援事業の特別会計の御説明とさせていただきます。

続きまして、用紙の水色のところを御覧いただきたいと思っております。

水道事業会計予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第18号 令和2年度安八郡安八町水道事業会計予算。

(総則) 第1条、令和2年度安八郡安八町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量) 第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数、5,009戸。(2) 1日平均給水量、4,383立方メートル。(3) として年間総給水量、159万9,695立方メートル。(4) として主要な建設改良事業、イとして場内整備工事一式。ロとしまして配水管布設工事一式でございます。

(収益的収入及び支出) 第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

はねていただきまして、まず収入でございます。第1款、水道事業収益で

ございます。営業収益、営業外収益、合わせまして1億8,725万9,000円でございます。

続きまして、支出でございます。水道事業費用でございます。営業費用、営業外費用、予備費がございます。合わせまして2億125万8,000円となっております。

(資本的収入及び支出)第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額4,074万2,000円は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金4,074万2,000円で補填する。

3ページをお願いいたします。

まず収入でございます。資本的収入。企業債でございます。2,500万円でございます。

支出につきましては、資本的支出、建設改良費、企業債償還金でございます。合わせまして6,574万2,000円でございます。

続きまして、(企業債)でございます。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目的としましては場内整備工事、限度額は2,500万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、御覧のとおりでございます。

4ページをお願いいたします。

(一時借入金)第6条、一時借入金の限度額は250万円と定める。

続いて、(議会の議決を経なければ流用することができない経費)第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

(1)としまして職員給与費2,324万1,000円でございます。

続きましては、(棚卸資産購入限度額)第8条、棚卸資産の購入限度額は457万5,000円と定める。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

令和2年度につきましては、これまで進めてきました配水場の更新事業、こちらのほうも一段落となります。残されますのは場内の整備工事でございます。この関係で、施設の工事関係が大きく減額となっております。

5ページが、令和2年度安八町水道事業会計予算の実施計画書になります。説明のほうは、ページを進めていただきまして、28ページのところで御説明させていただきます。

28ページをお願いいたします。

令和2年度安八町水道事業会計予算実施計画の明細書でございます。

収益的収入及び支出のまず収入でございます。

水道事業収益としましては、営業収益、また営業外収益がございます。合わせまして1億8,725万9,000円、対前年4,040万1,000円の減となっております。

29ページの最下段を御覧いただきたいと思っております。

目の6になります。令和2年度につきましては、消費税還付金がゼロでの計上となっております。この関係で、対前年を下回るようになっております。

30ページをお願いいたします。

支出でございます。

水道事業費用としまして、営業費用、また営業外費用等がございます。合わせまして2億125万8,000円となっております。こちらは対前年9,298万3,000円の減となっております。

ページのほうを進めていただきまして、34ページを御覧願います。

目の5減価償却費でございます。1億3,000円の計上です。対前年1,497万4,000円が増加しております。こちらにつきましては、配水池の新設によりまして増額となっております。

35ページのほうを御覧いただきまして、項の3になります特別損失ということで、本年度につきましては、減損損失はございません。こちらでもゼロとなりますので、対前年度を大きく減額することとなっております。

36ページをお願いいたします。

収入でございます。

資本的収入として、企業債でございます。2,500万円でございます。配水場の場内整備工事に充当するものでございます。

37ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。建設改良費2,750万円、また企業債償還金3,824万2,000円、合わせまして6,574万2,000円での計上となっております。

ページのほうは戻っていただきまして、11ページをお願いいたします。

11ページ、12ページが、キャッシュ・フローの計算書になります。お金の流れなどをまとめたものでございます。

13ページ以降が給与費の明細書となっております。

ページのほうは進めていただきまして、17ページを御覧願います。

予定の損益計算書でございます。

17ページが令和元年度末の状況でございます。

ページのほう、18ページをお願いいたします。こちらが令和2年度末での予定の損益計算書でございます。

19ページを御覧願います。

予定貸借対照表でございます。

19ページから21ページにわたりますが、こちらが令和元年度末の状況予定でございます。

22ページから24ページが令和2年度末の予定の貸借対照表でございます。

22ページのところを御覧いただきたいと思っております。

22ページ、2の流動資産でございます。(1)として現金預金がございます。令和2年度末の現金預金の残高として8億6,385万4,053円と見込んでおるところでございます。

以上でございます。

続きまして、用紙の色は緑色のところを御覧願います。

公共下水道事業特別会計予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第19号 令和2年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算。

令和2年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億3,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債) 第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、

「第2表 地方債」による。

(一時借入金) 第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用) 第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公共下水道費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、はねていただきまして、これらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

1ページが、第1表 歳入歳出予算でございます。

1ページが歳入、2ページが歳出となっております。

3ページを御覧願います。

第2表 地方債でございます。起債の目的、公共下水道整備事業としまして、限度額は1億7,370万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては御覧のとおりでございます。

はねていただきまして、4ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

4ページが歳入、5ページが歳出となっております。

6ページを御覧願います。

以降が明細となります。

まず歳入でございます。

分担金及び負担金ということで、合わせまして796万7,000円を計上しております。

続きまして、款の2でございます。使用料、下水道使用料としまして2億5,969万1,000円を計上しております。

最下段になります国庫補助金でございます。公共下水道費国庫補助金としまして、処理場の長寿命化に係る補助としまして2,750万円を計上いたしております。

7ページを御覧願います。

上から2つ目のところでございます款の5繰入金でございます。本年度、一般会計からは4億5,800万円の繰入れを予定いたしております。

また、続く基金のほうからでございますが、下水道事業整備基金からは200万円の繰入れを予定しているところでございます。

8ページをお願いいたします。

最下段でございます。町債として、公共下水道債1億7,370万円の発行を予定いたしております。

続きまして、9ページを御覧願います。

歳出でございます。

目の1公共下水道建設費としまして1億2,167万9,000円を計上しております。説明欄の最下段でございます。処理場整備費として5,500万円の計上でございます。処理場の長寿命化ということで、水処理施設の機械、電気設備の更新を予定いたしております。

10ページをお願いいたします。

目の2浄化センター管理費としましては1億4,531万6,000円の計上でございます。

続きまして、公債費でございますが、元金、利子、合わせまして6億6,150万1,000円の計上でございます。

11ページにつきましては、予備費でございます。150万4,000円を計上しております。

12ページをお願いいたします。

地方債の状況でございます。表の一番右、一番下のところを御覧いただきたいと思っております。令和2年度末の地方債の残高としましては53億8,549万5,000円と見込んでおります。

13ページ以降が給与費の明細書となっております。

以上で令和2年度の予算説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書のほうを御覧いただきたいと思っております。

議案書のほうは89ページをお開き願います。

議第20号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて。

地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条の規定により、安八町公共下水道事業特別会計は、次のとおり令和2年度安八町一般会計から繰り入れるものとする。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

記でございます。1. 繰入額4億5,800万円。2. 繰入れ理由、下水道事業においては、事業収入のみでの事業実施は、健全財政を維持することが困難なため、一般会計から繰入れするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第14号から議第20号までは、会期内の各常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第14号から議第20号までは、会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第23、報第1号 令和元年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の91ページをお願いいたします。

報第1号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

報第1号 令和元年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

令和元年度安八郡安八町水道事業会計予算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものとする。

令和2年3月9日提出、安八郡安八町長。

93ページをお願いいたします。

令和元年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書。単位は1,000円でございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による繰越額として、表内1行目、款、水道事業費用、項、営業費用、事業名、配水場更新工事監理委託。2列飛びまして、翌年度繰越額924万円、財源内訳は全て損益勘定留保資金でございます。

次の行、款、資本的支出、項、建設改良費、事業名、配水場更新工事。1

列飛びまして、支払義務発生額 1 億9,440万円。翌年度繰越額 3 億2,425万円、財源は企業債 3 億2,420万円と損益勘定留保資金 5 万円でございます。

水道事務所、水道排水機場の耐震化事業につきまして、平成28年度以来、計画的に工事を進めているところでございます。今年度は、旧水道管理棟の撤去及び配水池築造工事を進めてまいりましたが、旧水道管理棟の解体撤去について、近隣の家屋調査の実施や水道の安全供給並びに近隣住民に迷惑とならないよう慎重に取壊しを進めた結果、年度内の完了が難しい状況となりました。つきましては、工事監理期間並びに工期末を 2 か月延長して 5 月末とし、翌年度へ繰り越すものでございます。

以上、報第 1 号 令和元年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告とさせていただきます。

議長 本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、報第 1 号 令和元年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

お諮りします。

各常任委員会での審査のため、3月10日から3月18日までの9日間を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、3月10日から3月18日までの9日間を休会とすることに決定をいたしました。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

なお、3月19日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりくださいませ。また、最初に一般質問を行い、続いて議案の審議を行いますので、御了承をお願いいたします。ありがとうございました。

議会改革を2時20分から行いますので、よろしく願いいたします。御苦労さんでございました。ありがとうございます。

(散会時間 午後 2 時11分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月9日

議 長 山 中 美 恵 子

議 員 碓 井 昭 夫

議 員 岩 田 讓 治

令和2年3月19日（第2日）

議 事 日 程 (令和2年3月19日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 委員会報告
- 日程第4 議第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第5 議第3号 安八町森林環境譲与税基金条例制定について
- 日程第6 議第4号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第5号 安八町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第6号 安八町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第7号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第8号 安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第9号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第10号 安八町病虫害防除事業負担金徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第11号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第14 議第12号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議第13号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議第14号 令和2年度安八郡安八町一般会計予算
- 日程第17 議第15号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
- 日程第18 議第16号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議第17号 令和2年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第20 議第18号 令和2年度安八郡安八町水道事業会計予算

日程第21 議第19号 令和2年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算
日程第22 議第20号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 山中 美恵子

○出席議員（10名）

1番 石原 英一	2番 渡邊 裕光	3番 傍嶋 邦博
4番 坂 悟	5番 大平 文雄	6番 西松 巖
7番 碓井 昭夫	8番 岩田 讓治	9番 山中 美恵子
10番 渡邊 明博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副町長 岡田 武史
教育長 渡邊 均	調整監 水谷 秀平
建設調整監兼 産業振興課長 岡田 立	総務課長 山田 靖
企画調整課長 大平 共美	会計管理者 堀 芳弘
税務課長 坂 優	住民環境課長 吉村 等
福祉課長 坂 和由	建設課長 河合 一
生涯学習課長 安井 孝行	学校教育課長 堀 隆志

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 今村 厚士	書記 定益 直子
書記 土岐 寿徳	

(開議時間 午前10時00分)

議長 皆さん、改めましておはようございます。

お忙しいところ、傍聴に来ていただきましてありがとうございます。

今年の気候はとても不順でございまして、桜が咲いておるかなあとと思うと雪が降っておったと。ちょっと体がついていきません。そこへコロナウイルスの関係でとても健康には不安かと思いますが、皆さんお体を大切にしてください。今日は傍聴ありがとうございます。

ただいまから令和2年第1回安八町議会定例会2日目を開会いたします。よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、10番 渡邊明博君、1番 石原英一君をお願いいたします。

議長 初めに日程第2、一般質問を行います。

質問通告により、発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いをいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしく願いをいたします。

初めに、5番 大平文雄君。

5番 皆さん、おはようございます。

コロナウイルスが蔓延しておるということで、傍聴の方にもいろいろと御不便をおかけしております。その中で駆けつけていただきまして、本当に感謝しております。ありがとうございます。

ただいま議長のほうから発言のお許しを頂きまして、私のほうから質問をさせていただきます。

質問事項といたしましては、会計年度任用職員の運用施策と実施に伴う人件費がどういうふうになっていくかという、そういう質問の内容でございま

す。

質問の要旨を、ちょっと朗読させていただきます。

平成29年5月17日、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、同年8月23日、総務省は改正法に係る運用上の留意事項等を会計年度任用制度の導入に向けた事務処理マニュアルとして令和2年4月実施するべく準備を進めるよう、全国の自治体に通知しました。

我が安八町では、その上位法に基づき、上位法、いわゆる総務省の通達です。上位法に基づき、令和元年第4回定例議会において安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定が議案として審議され、可決となりました。

今般の会計年度任用職員制度の導入経緯については、今日、臨時・非常勤職員の多数の方々が地方行政の重要な担い手になっている中で、適正な任用・勤務条件を確保するために法改正がされたものです。すなわち、今般の会計年度任用職員は、従来のフルタイム・パートタイム臨時職員という呼称、呼び名を廃止します。そして、一会計年度内で任期が定められ、競争試験あるいは面接等が実施されて、その結果、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員として採用されます。

折しも、令和2年2月の広報「あんぱち」にも載っておりましたが、募集要項が掲載されました。募集人員は、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員、合計225名となっております。

現在、安八町職員は正規職員が140名、臨時職員は210名が在籍してお聞きしております。なお、令和元年度当初予算で見ますと、臨時職員の賃金は2億6,000万円、社会保険料3,400万円で、人件費としては2億9,400万となっている次第でございます。

当然のことながら、地方自治体の人事当局においては、会計年度任用職員制度の移行に際して臨時・非常勤職員の任用の抜本的見直しが求められ、臨時・非常勤職員の職務の実態を的確に把握しなければなりません。言い換えるならば、会計年度任用職員制度の職を決定する際には、現に存在する職を漫然と存続するのではなく、この「漫然と」というのがこれ重要なんです。漫然と存続するのではなく、正規職員とのバランスを十分に吟味した上で、適切な人員配置に努めなければなりません。

そこで質問でございます。

民間企業においては、私も昔、民間企業にございましたけれども、当然でございますが、正規職員、これは民間企業でいえば社員といいますか、正規職員は、最も閑散期を基準として人員が配置されます。ということは、十日とか二十日とか月末というような非常に多忙日には、なかなかお昼御飯も食べられない、そういうような状況が散見されています。最近では、働き方改革によってなかなかそういうことは差止めされておりますけれども、そんなような状況でございました。さらに、平成28年第4回定例議会において、私は、ラスパイレス指数の改善について質問し、その結果、現在では、例えばこの地区では輪之内町、神戸町でございますが、近隣自治体と同水準まで上昇しております。待遇の改善とともに、正規職員は常に100%の能力を発揮して汗をかき、日々自己研さんし、軽々に臨時職員に頼る慣習を避けるべきだと思います。

以上を踏まえ、今回の会計年度任用職員の採用人数も含め施策をどのように進めていくか、方針をお伺いしたいと思います。

2番目といたしまして、前にも述べましたが、今期の臨時職員の人件費は、今期というのは令和元年度ですね。人件費は2億9,400万となっております。広報「あんぱち」の募集予定定員は225名となっております。会計年度任用職員制度の導入となれば、給料は正規職員の1級、1級というのは定型的には補助的な業務を行う職務でございます。それと2級、2級というのは相当の知識と経験を有する職務と同等の位置づけをしなければならず、費用弁償、期末手当、その他財政的負担は増加するものと思われま。脆弱な財政状況を勘案すれば、厳しい状況になる可能性があります。当然のことながら、給料は労働に対する反対給付であり、恣意的に低く決定されるべきではありません。現在、令和2年度の予算案が提出されておりますが、会計年度任用職員制度の総額給料がどの程度計上されておりますか。

以上、2点について、町長の明確な御答弁をお願いしたいと思います。以上で終わります。

議長 答弁、町長 堀正君。

町長 それでは、大平文雄議員の会計年度任用職員制度の運用施策と実施に伴う人件費の見通しはの御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の御質問、会計年度任用職員の採用人数も含めた施策をどのように進めていく方針でございますかでございます。

まず、会計年度任用の職の設定に当たっての基本的な考え方は、安八町という一つの組織として最適と考える任用、勤務形態の人員構成を実現することにより、厳しい財政状況であっても住民の皆さんのニーズに応えるべく、効果的・効率的な行政サービスの提供を行っていくことが重要であると認識をしております。その際には、昨年12月議会定例会の大平議員の将来負担比率の改善施策に関する一般質問に対する答弁にもございました安八温泉、ハートピア安八の運営方針の見直しや、財政構造の改革を柱とした行財政構造の改革の中で、来年度に運営方法などの方向づけをするその結果を踏まえながら業務改革を進め、簡素で効率的な行政体制を実現することを目指すべきであると考えております。そのためには、大平議員が御指摘のとおり、会計年度任用職員の職を決定に当たっては、現に存在する職を、大平議員が御指摘されるように漫然と存続するのではなく、それぞれの職の必要性を十分吟味した上で、適正な人員配置に努めなければならないと考えております。

次に、常勤職員と臨時・非常勤職員から移行する会計年度任用職員の関係性については、各地方公共団体における公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員、いわゆる正職員を中心とする原則を前提としなければならないと考えております。このため、会計年度任用の職は、その職務の内容や責任の程度については、常勤職員と異なる設定をすべきと考えております。また、今回の会計年度任用職員制度では、標準的な業務の量に応じ、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員があります。安八町の場合、本制度の導入に向けましては、昨年度から職種ごとの職務内容と勤務時間の見直しを行った上で職員を募集したところでございます。

今後においても、勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として抑制を図るのではなくて、適正な任用、勤務条件の確保に努めていかなければならないと考えております。

次に2点目の御質問、会計年度任用職員の給料総額がどの程度計上されているかでございます。

会計年度任用職員に対する給与水準につきましては、フルタイム、パートタイムにかかわらず地方公務員法に規定する職務給の原則等に基づき、従事

する職務の内容や責任の程度などに十分留意し、かつ、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験の要素を考慮しながら、関係条例や規則に基づき適切に決定されなければならないと考えております。

そこで、当町の令和2年度会計年度任用職員における人件費の総額につきましては、2億8,700万円でございます。内訳といたしまして、従来の賃金に相当する報酬をはじめ、通勤に係る費用弁償、期末手当の合計が2億5,400万円、社会保険料が3,300万円でございます。令和2年度は昨年度並みの計上でございます。

今後、任期の定めのない常勤職員、いわゆる正職員を含めた会計年度任用職員における人件費の見通しにつきましては、人事院勧告に基づく給与改定、いわゆるベースアップや昇給、期末手当の期間率により増加することが見込まれます。しかし、先ほども申し上げましたが、それぞれの職の必要性を十分吟味した上で、適正な人員配置と勤務条件の設定に努めなければならないと考えております。

以上、大平文雄議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 大平文雄君。

5番 ありがとうございます。

特別、再質問というのはございませんけれども、繰り返しになりますけれども、これは会計年度は、毎年1回こういうふうに更新していくわけでございますけれども、本当にこの職務が臨時職員、いわゆる任用制度職員に必要なのかどうかということを、改めてその都度、その都度確認していただきまして、あくまでも正職員、例えば正職員が急に退職したらすぐ臨時職員、いわゆるこの任用職員を採用するということではなくて、できるだけ我々、民間でやってきましたけれども、激務の中でそれぞれお互いの係間の調整をしながら、漫然と会計年度任用職員を採用することなく頑張っていたきたいと思います。人件費3億円近くかかります。非常に莫大な金額です。それを踏まえまして、今後、毎年、毎年の会計年度任用職員の更新時期に合わせて点検、チェックしながら進めていっていただきたいと思います。

以上でございます。特別、再質問ということではございません。以上で終わります。

議 長 答弁はいいですか。

5 番 はい。

議 長 御苦労さんでした。

続きますして、8番 岩田讓治君。

8 番 おはようございます。

ただいま議長から発言のお許しを頂きましたので、今がチャンス、学校施設の長寿命化対策と題しまして質問をさせていただきます。

平成30年に、国は国土強靱化基本計画を見直しいたしました。これは、強くしなやかな国民生活の実現を図るため、防災・減災等に資する国土強靱化基本計画に基づく計画でございます。近年の災害から得た教訓や社会情勢の変化を踏まえ、決定されたものでございます。その中で、学校施設は天井、非構造部材を含めた耐震対策、老朽対策、避難所となる施設は自家発電設備、備蓄倉庫、代替水源、太陽光発電、トイレ、バリアフリー化などによる防災機能強化が推進することになっております。

さて、当町の学校施設は、昭和50年から55年にかけて建設をされております。これらの施設は文科省の言う更新時期、築45年に近づいております。しかし、財政が大変厳しく、今は長寿命化で建物のライフサイクルを延ばすことしか考えられません。また、学校の耐震化工事は、平成9年から14年の間に必要な建物全部が完了しております。大規模改修工事も平成8年から18年の間に完了いたしております。しかし、老朽化は確実に進んでおります。文科省は、令和2年度末までに長寿命化計画の策定を求めています。新聞報道によりますと、令和2年度の概算要求は4,000億円弱が、この長寿命化対策に盛り込まれております。

さらに政府は、災害対策といたしまして安全・安心の確保に2兆3,000億円強を計上し、そのうち1,000億円弱を学校施設の耐震化、防災機能強化に充てるほか、学校の避難所の停電への備えとして、自家発電設備の導入予算を加えております。

当町は、この学校施設の長寿命化計画は作成しているのでしょうか。もし作成がまだであれば、安全面はもちろん、機能面、例えば少人数教育への対応、あるいはICT設備の仕様、バリアフリーなど、環境面では木材利用などの考慮をお願いしたいものでございます。

当町の住民にとって、学校施設は生涯にわたる地域の重要なインフラでございます。文教予算といたしましては、かつてない大規模な投資が行われず。これを無駄にしないためにも早期に長寿命化計画を実現させ、学校を地域で誇れる施設として再生してほしいと思います。担当課長の御所見をお願いいたします。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 岩田讓治議員の今がチャンス、学校施設の長寿命化対策の御質問にお答えさせていただきます。

当町の公立学校施設は、第二次ベビーブーム世代の増加に伴い昭和50年代にかけて建設されましたが、それらの建物は今、一斉に更新時期を迎えつつあり、老朽化の波が押し寄せています。

学校施設は、未来を担う子供たちが集い、生き生きと学び、生活する場であるとともに、地域住民にとっては生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場であり、災害時には避難所としての役割も果たす重要な施設であります。そのため、学校施設の老朽化対策は、先送りのできない重要な課題であると考えます。

平成25年11月、インフラ長寿命化基本計画が策定され、国全体として国民の安全・安心を確保し、中・長期的な維持管理・更新に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が打ち出されました。これを踏まえ、文部科学省では、平成27年3月に文部科学省インフラ長寿命化計画を策定しました。

当町でも安八町公共施設等総合管理計画を平成28年度に策定しました。これは、国が策定したインフラ長寿命化基本計画を上位計画として、人口減少や適正な公共施設等の統廃合を含む適正な再配置などを目的として、長期的な公共施設やインフラ施設の管理・運営方針などを定めるものです。その計画の中では、各施設の現状と課題や運営に関し基本的な方針についての整理はできていますが、個別施設の長寿命化計画の策定までには至っていません。令和2年度末までには策定いたします。

学校施設は、以前の大規模改修の折に耐震補強も施しており耐震性は満たしておりますが、そもそも老朽化も進展しております。現在の予定では、令和5年度から大規模改修として、例えばコンクリート強度の調査、外壁の調

査、ガラス飛散防止対策や天井崩落防止などに着工する予定です。

議員が示されるとおり、国では公共施設等の適正管理の推進として、長寿命化対策に対しましても予算措置を講じられており、事業の実施に際しましては、充当率、交付税措置など有利な地方債制度も設けられております。

町としましても、財政厳しい折、有利な財政措置を受けることができるよう行財政改革とも関連させ、早期に策定・着工できるように取り組んでまいります。

以上、岩田讓治議員への質問に対する回答とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長 岩田讓治君。

8番 ありがとうございます。

今、コロナが大変な時期でございまして、学校が休校になって既に2週間強がたちました。子供たちが学校へ行けないということで、その社会に与える影響は極めて大きなものがございます。今、ここで我々が学校施設の重要性を痛感しておる、そういう場もございます。

そういう意味もありまして、学校施設を心豊かなそういうただの教育だけじゃなしに、やはり社会を含めた大きな位置づけ、これが学校の施設ではないかなというふうに思います。そういう意味で、ぜひともこの長寿命化、今は財政が大変厳しいですから長寿命化しかないと思います。これの作成を早急にさせていただきます、これを作成しないと補助金も下りませんから、作成を早速やっていただきます、令和5年と言わずにその前にでも、国がお金があるうちに確保し、そして学校施設を早め早めに長寿命化をし、安定した学校に変えていただきたいそんな思いをしておるところでございます。

再質問ではございません。ぜひともお願いということでお聞き届けいただき、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

議長 御苦労さんでした。

続きまして、1番 石原英一君。

1番 おはようございます。

ただいま議長からお時間を頂きましたので、質問させていただきます。

私の質問は、「あんばちナビ」についてでございます。

総務省が発表した令和元年版の情報通信機器の保有状況を拝見すると、ス

マホの保有率は6割を超えました。これは固定電話を超えました。モバイル端末全体で見ると8割です。これはもうパソコンを超えています。さらに増えることが予測されています。

これに伴い、今後スマホと行政サービスの連携が求められており、そういった意味では、4月1日サービス開始の安八情報配信アプリ「あんぱちナビ」は、安八町にとって大きな一歩だと思います。

ただ、その前に1つ越えなければいけない壁がございます。町民の皆様のスマホにアプリを入れていただかなくてははいけません。3月の広報「あんぱち」にダウンロードの方法が掲載されておりました。そこで、広報が配られて1週間ほどたった3月8日から約1週間、私の周囲でスマホをよく利用しそうな10代後半から50代の方に、LINEなどSNSを通じて、昨日までに74名の方にアンケートを取らせていただきました。

質問としては2つです。1つは、広報「あんぱち」を読んでいますかという質問をしました。答えは、毎月読んでいるが23名、時々読む、もしくはぱらぱら目を通すという方が26名、全く読んでいないという方が25名でした。新聞・雑誌離れと言われている世代の中で約6割の方が広報「あんぱち」に触れていることに関しては、今のところ悪くない結果だとは思いますが、問題は次の質問です。4月1日に開始される安八情報通信サービス「あんぱちナビ」は御存じですかの質問をしたところ、御存じだったのは7名でした。1割に満たなかったんですね。これは、また次の施策も考えなきゃいけないことだと思います。

そこで3つ質問がございます。

1つ目は、スマホのヘビーユーザー世代にアプリを入れていただくための施策はお考えでしょうか。

2つ目は、スマホを所有していない方、そしてスマホを持っていても書面で操作方法が理解できない方に対するケアはお考えでしょうか。

そして3つ目、これは多分、今後このアプリにかける予算にも関わってくると思うので目標値が必要だと思うんですが、1年でどれぐらいのアプリ登録者数を目標とされていますか。

以上でございます。担当課長の回答を求めます。よろしく願いいたします。

議 長 総務課長 山田靖君。

総務課長 それでは、石原英一議員の4月1日サービス開始の「あんぱちナビ」のアプリについての御質問にお答えさせていただきます。

今回、安八町において防災行政無線のデジタル化を進めるに当たりまして、先行事業といたしまして安八情報配信アプリ「あんぱちナビ」の運用を令和2年4月1日から開始いたします。

このサービスでは、スマートフォンに専用アプリをダウンロードすると町の様々な情報をいつでもどこでも確認することができるようになります。

現在、安八町では災害情報を配信することができるサービスといたしまして、昭和63年にスタートいたしました防災行政無線、そして平成24年からスタートしました防災メールがございますが、防災行政無線における個別受信機の各家庭での設置率は、70%を割り込んでいる状態でございます。また、機器の老朽化により受信感度が悪くなり、うまく受信ができない家庭もございます。その結果、家庭用の屋外アンテナなどを設置するなどの対応をしておりますが、近年は気密性の高い住宅が増えまして、家庭用のアンテナを設置しても室内では電波を受信することができなかつたり、また、壁面にアンテナを設置することができないなどの事案が出てきております。

石原議員が言われるとおり、安八町においてスマホの保有率は年々増加していると考えておりまして、そのユーザーを有効に活用したいと考えまして、今回「あんぱちナビ」を開発し、新しくサービスを開始することとなりました。

まず1点目の御質問、スマホのヘビーユーザー世代にアプリを入れてもらう施策はについてお答えさせていただきます。

当サービスを開始するに当たり、どのように展開していくかについては、段階を経ていく必要があると考えております。まずは広報紙による掲載、そして各地区で実施される防災訓練でのPR活動や、町で開催される各種会議等にこのPRを行ってまいります。しかしながら、これだけではヘビーユーザーと言われる方々への登録は増えていかないと考えております。今回のアプリでは、これまでの防災行政無線では町全体に関わる情報しか発信できておりませんでした。情報配信カテゴリーを消防団や女性防火クラブ、またイベント、各小・中学校など15区分に分けました。このカテゴリーを使用

すれば、例えば消防団員が今まで各個人で電話連絡やLINEなどを使って訓練の開催の有無等をやり取りしていましたが、町から一括で情報を配信することが可能となります。そのため、4月以降は、消防団員や女性防火クラブ員、また交通安全協会の方々などにはアプリ登録を必須にしていきたいと考えております。

今後は、学校やこども園が発信している情報もこのアプリを使って発信していく予定をしておりますので、さらに利用者は増えていくと考えております。

次に2点目の御質問、アプリを入れることができない方々への対応策はについてですが、スマートフォンを所有しない方々には、これまでどおりの防災行政無線を御利用していただきたいと考えております。また、携帯電話をお持ちの方は、防災メールを引き続き活用していただきたいと思います。また、独居の方々などに対しましては、緊急通報サービスが福祉課にて実施されておりますが、その世帯にも適応・連携できるようなシステムを今後進めていく予定をしております。また、町内在住の外国人の方々に対しましても情報配信が可能となるよう、多言語化も進めてまいりたいと考えております。

いずれにせよ、これから開発が進んでいく分野でございますので、安八町のあらゆるサービスがこのアプリで利用できるようなものをつくり上げていかなければと考えております。

次に3点目の御質問、アプリの登録者数の目標値はの質問でございますが、令和2年度から令和4年度までの3か年で防災行政無線のデジタル化の整備を進めていく予定をしておりますので、3年後の登録者数として7割から8割を目指していきたいと考えております。そして、令和2年度において住民の方々へのニーズ調査を行いながら、さらに登録者、利用が増えるようなサービスを目指していきますので、どうか御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上、石原英一議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 石原英一君。

1番 御回答ありがとうございました。

再質問はございませんが、やはり「あんぱちナビ」は、緊急防災情報とか

今後必要ともなる感染症対策の情報などもございますので、そしてこのアプリは、何よりこの先の可能性があると思いますので、今後とも何とぞよろしくお願いたします。御回答ありがとうございました。終わります。

議長 御苦勞さんでございます。

続きまして、2番 渡邊裕光君。

2番 ただいま議長より発言のお許しを頂きましたので質問させていただきます。

私の質問のほうは、安心・安全なまちづくり、防災への取組はというテーマでございます。

皆さんも御存じのように、去年は台風15号に始まり、19、21号と激甚化になる台風が日本列島を襲い、被災された地域の方々も今もなお御苦勞なされておられます。

また、南海トラフ地震や首都直下型地震がこの数十年の間に訪れてくると言われておりますが、その中で私から1つ目の質問でございますが、風水害や地震など災害が起きたとき、なくてはならないのが防災士だというふうに、私自身思っております。欠かせないと思っております。安八町の人口約1万5,000人の中で資格取得者は33人と、445人の中で1人ということで、今、岐阜県のほうでは人口約199万2,300人の中で取得者は6,527人と、305人の中で1人というようなふうになっております。

そこで、安八町として資格取得者を何らかの補助をして増員するようなお考えはございますでしょうか。これが第1点目でございます。

2点目の質問となります。

安八町として年に1回防災訓練を実施されておりますが、地域ごとに訓練を要請しておられると思いますが、安八17地区の中でお聞きしましたところ、平成30年度では8地区、令和元年度では9地区しか実施されていないということですが、半分の地域が実施されておられません。そのため、さらに防災訓練の士気を高めるということで、何かお考えはございますでしょうか。

3点目でございます。

災害には風水害や地震などがありますが、それに見合った避難場所や施設が整っているでしょうか。また、それが町民の方々に分かりやすく明示されておりますでしょうか。

以上、3点の質問となります。担当課長様、御回答のほうをよろしくお願

いを申し上げます。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 渡邊裕光議員の安心・安全なまちづくり、防災への取組はの御質問にお答えさせていただきます。

現在、岐阜県下における防災士は6,000人を超える方が取得をされており、様々な立場で御活躍されておられます。

防災士の活動方法も様々で、市町村が主になって防災士会を立ち上げ地域防災を進めている自治体があったり、また、区長さん、議会議員の皆さんが防災士の資格を取得し自衛防災組織を立ち上げたり、中学生が取得している自治体もあります。

資格取得補助につきましても同様に、各自治体により様々であります。

現時点においては、当町における防災士の資格取得費の補助制度については考えておりませんが、それに代わる清流の国ぎふ防災・減災センターが主催しております清流の国ぎふ防災リーダー養成講座が開催されておりますので、この養成講座に積極的に参加していただき、活用していただければと、現時点では考えておるところでございます。

次に、各地区での防災訓練につきましては、令和元年度においては9地区で実施がされました。訓練内容につきましても、避難訓練、消火訓練、AED取扱い訓練、防災講習会など各地区が主となって計画・立案などが実施されております。訓練内容も、方法等についての御相談があった場合には、当町といたしましても関係団体との調整を図りながら、参加・協力させていただいておるところでございます。

地域によっては差があることは承知しておりますが、少しずつではあります。地域防災に対する共助への考え方が広まっているものと認識しております。町から強制的に実施をしていただいても地域防災力の向上にはつながりにくいため、引き続き自主的な訓練の実施をお願いしたいと考えております。また、防災備品等の購入補助制度についても、昨年同様に予算の確保をしていきたいと考えております。

次に、災害時の避難所につきましては、避難所が7か所、福祉避難所が3か所指定されております。想定収容人数は1万1,355人ですが、内閣府発表の避難者に係る対策の参考資料によれば、被災時に避難所へ避難する人の割

合が65%で、残りの35%は避難所以外に避難、もしくは疎開するとされており、その割合からすれば十分確保できているとは言えますが、必ずしも指定の避難所が災害時に使用できるかどうかは分かりませんので、町としても新たな避難所を模索しているところでございます。そのためには地域の企業との連携をし、事務所や倉庫等を避難所として活用できるような協定を、現在進めているところでございます。

具体的には、3月下旬に町内企業と、災害発生時の一時的な避難所として利用可能となる協定を結ぶ予定となっております。また、近隣市町との連携を進め、地域ごと他町の避難所へ移動できないかも、国と県と協力をしながら協議しておるところでございます。

最後に、避難所の看板等の劣化が進んでおりますけれども、どの災害に対応した施設であるかの表示も現在のところできておりません。今後は、夜光型の看板にするなどの方法も検討しながら、避難所への避難ルートを明示した標識等も整備しながら、町民に分かりやすい方法で避難所の整備を進めていきたいと考えておりますので、どうか御理解と御協力を賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

以上、渡邊裕光議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長 渡邊裕光君。

2番 ありがとうございます。

分かりやすい回答のほう、ありがとうございました。

再質問ではございませんが、私から1つお願いがございます。

2つ目の質問等で、各地域ごとの防災訓練のことでございますが、今、デジタル化が進んでおりますが、昔のアナログのような私、気がするんですが、各区長さん等、地域または近隣の区長さんともまたよくコミュニケーションを取って、地域防災に役立つように御指導のほうもよろしくお願いを申し上げまして、私の質問とさせていただきます。いつ何どき災害が起こるか分かりませんので、早急によりしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

議長 御苦労さんでした。

続きまして、4番 坂悟君。

4 番 議長のお許しを頂きましたので、これより坂悟が一般質問をさせていただきます。

質問の内容は、ふるさと納税で活性化しませんか。

皆さんも御存じのとおりだと思いますが、ふるさと納税制度は、自分が生まれたふるさとや応援したいふるさとへの思いを寄附に託し、平成20年度に始まりました。寄附を受け付けた自治体は、寄附者の思いや声に応えられるような政策の向上に努め、地域で暮らす方々は、寄附者に対する感謝の気持ちを表す制度です。ふるさと納税は、寄附者のふるさとへの思いをもとにふるさと納税応援サイト、インターネットと、平成27年から始まったワンストップ特例制度、確定申告が要らない給与所得者を対象に5団体まで寄附できるという制度で、ワンストップ特例制度を利用した利用者は、平成28年度に41万9,000人、平成30年度には110万2,000人に増加しております。

もとより、ふるさと納税制度を進めるメリットとは、まず第一に地域のPR、これができるということです。2番目、人口の少ない地域でも税収を集められる。3番目、返礼品で地域産業の育成ができる、地場産業の育成ですね。

昨年度、ふるさと納税、平成元年6月に一部改正されました。行き過ぎた返礼品等々がありまして改正になりました。その改正内容は、返礼品の調達額の割合は寄附金額の30%以内、返礼品は地場産品とする等です。これによって明暗が分かれた自治体があります。自治体の45%が増収になり、31%が減ったという、一極集中が解消され、地場産品が豊富な自治体が恩恵を受けていると、2月25日の中日新聞には掲載されておりました。

さて、安八町のふるさと納税の実績はと、安八町は平成28年から30年の3年間の収支合計、安八町にふるさと納税で寄附していただいた金額は621万円、安八町の人のほかの地域に寄附した金額が2,466万円となっております。ふるさと納税の寄附金に対してマイナス分について、75%が地方交付税で補填されるとも聞いております。安八町は、ふるさと納税寄附金を残念ながらうまく活用できていないと私は思われます。総務省のふるさと納税ポータルサイト平成29年度版で、安八町は岐阜県内で下から4番目でありました。

そこで質問ですけど、これに該当する質問約6件、確認を含めてですが、まず安八町に、ワンストップ特例制度を使ってふるさと納税の申請は何件あ

りましたか。これは28年から30年、答えられる範囲内でお答えいただきたい。

2番目、ふるさと納税の令和元年度の寄附金額は、最終的にはお幾らになりましたか。

3番目、安八町にふるさと納税申込書A4版のやつはあるんですが、残念ながらふるさと納税応援サイト、インターネット、いろいろありますけど、これが活用されていないと思われます。ふるさと納税サイトの応援サイト、インターネットサイトを活用し、安八町はもっとPRしませんか。一例を挙げると、ふるさとチョイスとかさとふるとか楽天とか、いろいろあります。

4番目、安八町でもいろいろ工夫されて、令和元年度に返礼品の見直しをされていると聞いております。私が議員になってから2回、3回いろいろお願いして、打合せして実際、前に進んでいるという確信は持っておりますが、ふるさと納税の活用目的をもっとはっきりさせて、ふるさと納税の寄附を増やす工夫、地域企業の協力を得て地場製品の育成をしてみませんか。

5番目、ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合というのが、平成29年5月に立ち上がっていると聞いております。岐阜県では中津川市、山県市、郡上市、笠松町などが加入されていると聞いております。こういうような組織に加盟して、効率よく正しいふるさと納税というものを取り入れてみませんか。

最後は、ふるさと納税に対して、安八町の今後の取り組み方をどのようにされるかというのを伺いたい。以上です。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 坂悟議員のふるさと納税制度で活性化しませんかの御質問にお答えをさせていただきます。

ふるさと納税制度は、議員御指摘のとおり、都市圏への人口流出が進む中、住んでいなくても自分が育ったふるさとに自分の意思で貢献する仕組みとして、平成20年度から始まったものであります。

こうした趣旨でありながら、ふるさと納税制度は取り扱う返礼品のみが注目され、利益率の高い返礼品が扱われるなど問題視されました。

そこで、令和元年6月の地方税法の改正によりふるさと納税制度の見直しがされ、返礼品は地場製品とする、返礼割合は3割以下にするなど明確に規制がされたところであります。

現在、当町では、寄附金1万円につき新米ハツシモまたは安八温泉回数券の2種類しか返礼品として扱っておらず、令和元年の寄附金額は、3月11日時点で174万円であります。ほかの自治体と比較しますと寄附金額は少ないのが現状でございます。

また、平成28年から30年のふるさと納税の寄附者は128名で、そのうち約13%に当たる17名の寄附者が、確定申告不要となるワンストップ特例制度を利用しました。

そこで、ふるさと納税制度の見直しに合わせて魅力ある返礼品を増やすため、広報紙やホームページで提供事業者の募集や、町内企業への訪問などを実施しました。その結果、4月からは1種類ですが、返礼品に加えることができる運びとなりました。

議員御指摘のとおり、返礼品の種類を増やすだけでは寄附金は増加しません。寄附を増やすには、情報発信が重要になってまいります。SNS等を活用した情報発信に努めるとともに、より寄附者が利用しやすいホームページの見直しも進めております。

ふるさと納税の応援サイトの活用につきましては、御質問の中にありました知名度の高いサイトではございませんが登録しており、収納代行を委託しております。

また、ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合につきましては、現在、全国で72の自治体が加盟し、シンポジウムの開催等活動しております。加盟につきましては、活動内容などをよく精査して検討をさせていただきます。

いずれにいたしましても、このふるさと納税制度の活用は、人口減少を迎えている中、財源確保や町内企業の活性化の有効な手段であります。引き続き魅力ある返礼品のラインアップを充実しながら、安八町を多くの方に知っていただけるよう努めてまいります。

以上、坂悟議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 坂悟君。

4番 大平課長、新規返礼品の拡大取組等、丁重な御回答をありがとうございました。

私も質問を出してからいろいろ調べておりました、その中で1点、皆さんに聞いていただきたい報告があります。

自治税務局市町村税課、そのふるさと納税に関する現状調査、平成30年度実績、受入れ実績、活用の両方を公表している自治体は1,252団体、全体の70%、寄附者に対して、寄附を充当している事業の進捗状況、成果について報告している団体576団体、32.2%と前年度対比増加というふうに書いてありました。また、ふるさと納税の受入額の多い20団体、全国ですけど、その中に岐阜県の加茂郡七宗町が14番目で上がっておりました。寄附額は、何と37億6,000万円、件数にして11万6,289件です。

今後の安八町の取組に対し大いに期待して、私の質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長 御苦労さんでした。

最後に、3番 傍嶋邦博君。

3 番 傍聴者の皆様、本日はありがとうございます。

それでは、私からは財政改善に向けての施策の詳細についてという内容で、安八町財政の改善に当たり、前回の一般質問でお答えいただいた件がどのように町政に反映されているか、またその施策の詳細を確認するために質問させていただきます。

私からの質問は2点ございます。

1点目は、財政調整基金確保の案件についてです。

前回の一般質問の回答の際、町長御自身から、当面は財政調整基金の確保を最優先に取り組み、早い段階で、できれば5年以内に10億円を確保したいと思っています。基金への積立てを進めるため財政の原点を再確認し、極力基金に頼らない予算編成を念頭に、収入では主に税の確保で増収に、支出では予算執行の段階でさらなる精査に努めますと方針を示していただきました。ですが、その施策の詳細についてまではお答えになりませんでした。

そこで、お聞きいたします。

最優先に取り組みとおっしゃられた、5年以内に財政調整基金を10億円確保するという目標達成に向け、令和2年度、3年度、4年度、5年度、6年度において、各年度ごとに幾らずつの増加を計画してみえるのか。また、発言の中にありました極力基金に頼らない予算編成というのが、今回の令和2

年度の予算において例年と比較した際、何費のどの項目でどれだけの金額が、その基金に頼らない予算編成に当たるのか。また、町長が令和2年度予算提案説明において示された方針のミニマム型予算について、一般会計予算の総額が55億9,500万円、前年度当初予算比3億円の増、5.7%の増と前年度よりも大幅に増加しておりますが、町長のおっしゃられるミニマム型予算とは、何について最小限にとどめられた予算の形であるのかを御説明お願いいたします。

2点目は、企業誘致の促進についてです。

こちらも前回の一般質問の回答の際、町長御自身から市街化区域の拡大、企業誘致の促進を最重要課題として取り組まますとお答えいただきました。いろいろな場面で町長御自身から企業誘致という言葉をお聞きするのですが、その際、とても残念なことに、企業誘致についての詳細な計画を耳にしたことはありません。安八町財政の改善に当たり、企業誘致の促進を最重要課題として取り組まなければならないことは、当然のことです。また、企業誘致を進めていく上で、税収が見込めなくなってしまった大手会社を超える税収確保を目指さなければならないこと、そして、有名な大手製造企業に来ていただけるとありがたいということも当然のことです。

そこでお聞きいたします。

税収を見込めなくなってしまった大手会社2社による安八町の収入の合計が年間どれだけあったのか、安八町から企業誘致の推進をかけた企業の件数と、その中で企業誘致がうまくいかなかった件数とその原因、今現在行っている企業誘致に向けての取り組み方法及び近隣の自治体では珍しい取り組み方法の有無、今まで企業誘致をする際にかかった費用の1社当たりの平均金額と、それに対して費用対効果が出るまでの平均年数、また今後の計画において、何年の間に企業誘致における収入増加を幾らに設定し、その定められた期間に各年度において幾らずつの増加を計画しているのか、御説明お願いいたします。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、傍嶋邦博議員の財政改善に向けての施策の詳細についての御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、財政調整基金確保の質問につきましては私から、次の2

点目の御質問、企業誘致の推進につきましては企画調整課長からお答えをさせていただきます。

それでは1点目の御質問、基金への積立て、年度ごとに幾らずつの増加を計画しているのですかであります。財政調整基金につきましては、安八町の財政規模、また自然災害のような不測の事態への備えとして10億円程度は早期に確保したいと考えております。

しかしながら、毎年の当初予算には財政調整基金積立金として計上し積み増しをする計画ではなくて、決算剰余金としての積立てを考えております。よって、現時点では、毎年度の積立額として幾らになるのかという御質問については、その年その年、財政需要の流動的なところもございますので、一概には答えられません。例えば、2年前の7月の台風21号におきましては、町内の公共施設で大きな被害が発生をいたしました。その際にも、基金を取り崩して対処に当たりました。そして、今回発生しております新型コロナウイルスの感染症のように不測の事態が起きた場合には、同じように基金を取り崩して対処に当たらなければならないということがございます。そういった背景がございますので、御理解いただきたいと思います。

次に、2つ目の極力基金に頼らない予算編成についてですが、当初予算における財政調整基金繰入額につきましては、令和2年度におきましては7,100万円、その前年、平成31年度におきましては1億2,000万円を繰り入れ、予算編成に当たりました。繰入額といたしましては、前年から比べますと4,900万円を削減しております。また、財政調整基金の性質上一般財源として取り扱われるために、何費のどの費目でどれだけの金額が充当されているのかというのは、なかなか捉えられないものでございます。予算編成上、一般会計全体としてどれだけの財源を調整していかなければならないのか、計画的な財政運営を行うためのものでございます。

次に3つ目の、ミニマム型の予算編成についてでございます。

令和2年度予算の提案説明でも申し上げたとおり、限られた財源の有効・効率的な活用を図りながら、必要最小限的なものを計上したミニマム型の予算を念頭に予算編成に当たりました。また、緊縮型の予算編成が必至であることも十分認識しております。しかし、財政的には公債費、扶助費等の義務的経費の増大、公共下水道事業特別会計への繰り出しの増大、また、法改正

への対応など盛り込まなければならない事業もあり、これらの要因によりまして対前年度比で予算総額は増加となりましたことについては、御理解いただきたいと考えております。

以上、傍嶋議員に対する質問の回答とさせていただきます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 傍嶋邦博議員の2点目の企業誘致の促進についての御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘の大手企業につきましては、かつて当町において稼働し、税収だけでなくそこに雇用を生み、様々な恩恵をもたらしたところであり、当然、その企業の撤退により少なからず影響を受けているところでございます。

また、議員からは企業誘致に関しまして様々な御質問がされておりますが、企業誘致に関しましては、全体を通じまして実に複雑な事情が絡み合い、様々な要因を克服しながら進めている仕事でございます。具体的には今後の企業誘致に影響を及ぼしますので、差し控えさせていただくことを冒頭に御了承いただきますよう、よろしく願いをいたします。

企業の経営判断による撤退はやむを得ないものでございますが、逆に安八スマートインターチェンジの開通を見込み当町へ進出していただいた企業も、新たに平成20年度以降16社ございます。また、都市圏への立地的優位性を軸に、企業立地奨励金制度や良質で豊富な地下水、工場立地法における緑地規制の緩和など当町の強みを積極的にPRしながら、次期総合戦略の中でもお示しをさせていただいております5年間で12社の企業誘致目標を達成できるよう、今後とも進めてまいります。

以上、傍嶋邦博議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

3番 どれについてもちょっと曖昧な形だったかなあと私自身は思うのですが、ジョージ・T・ドラン氏によって提唱された目標設定の原則のSMARTの法則というのは御存じでしょうか。

このSMARTというのは各頭文字を取っております、SはSpecific、具体的で分かりやすい目標となっているか。MはMeasurable、数値等で測定ができる内容であるか。AはAttainable、目標達成が可能な範囲であるか。

RはResult-based、現実的で成果が重視されているか。TがTime-oriented、期限が明確に設定されているかというところです。

このSMARTの法則は時代遅れとも言われておりますが、今もなお目標設定のために使用されているフレームワークです。今回の財政調整基金の確保についても企業誘致についても、このSMARTの法則自体、いずれも該当していないのではないかなと思われまます。

町民の方々は、今の安八町財政に大変不安を抱いております。安八町の財政改善、豊かでより住みやすい安八町を目指しているのは、堀町長も職員の方々も町民の皆様も議員も皆、同じはずです。ぜひとも、これから安八町の財政改善に向けて、まずはこの2つの案件について期限の明確化、数値等での測定、成果の重視、達成可能な範囲で、具体的で分かりやすい目標を設定していただけないでしょうか。

今現在も財政改善に向けて努力していただいていることは存じております。令和2年度においてはさらなる努力を積み重ねていただきますことをお願いいたしまして、私からの一般質問は終わらせていただきます。回答は結構です。以上です。

議長 御苦労さんでした。

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。11時半から再開をいたしますのでお集まりください。お願いいたします。御苦労さまでした。

(午前11時18分 休憩)

(午前11時30分 再開)

議長 再開いたします。

議長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので報告を求めます。まず初めに、議会改革特別委員会の報告を求めます。

委員長 大平文雄君。

5 番 では、議会改革特別委員会の委員会報告を報告いたします。

安八町議会議長 山中美恵子様。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規

則第77条の規定により報告いたします。

記といたしまして、日時、令和2年3月9日月曜日、午後2時20分から。

出席者、委員全員、議会事務局長。

事件及び審査の結果。

議会報告会は、過去5年間同じ方法で開催してきました。6回目となる令和2年度は、方式を変えて実施に向けて協議しました。5月中旬に開催を予定しています。方法は、従来どおり1部で議会の報告を行い、2部でグループに分かれて意見交換会を行います。

しかし、新型コロナウイルスの感染の状況次第では、延期を視野に入れて準備を進めてまいります。

少数意見留保の有無はありません。

その他、特別ございません。

以上でございます。

議長 民生文教常任委員長 岩田讓治君。

8 番 民生文教常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定をしましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

日時、令和2年3月10日火曜日、午前10時からでございます。

出席者、委員全員、関係執行部全員でございます。

付託事件及び審査の結果。

議第4号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定、議第7号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定、議第8号 安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例の一部を改正する条例制定、議第9号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

また、議第11号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）、議第12号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第14号 令和2年度安八郡安八町一般会計予算、議第15号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算、議第16号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算、議第17号 令和2年度安八郡安八町児

童発達支援事業特別会計予算、以上、審査いたしました結果、議第11号の令和元年度一般会計補正予算（第7号）並びに議第14号の令和2年度一般会計予算のうち当委員会の関係分を、また、議第12号、議第15号から議第17号までを、全て原案どおり承認をいたしました。

少数意見の留保はございません。

その他といたしまして、渡邊教育長より小・中学校の2学期制の成果と課題の報告があり、また福祉課長からは、こども園に移行して1年ということとで成果と課題についての報告がありました。以上でございます。

議長 総務産建常任委員長 渡邊明博君。

10番 総務産建常任委員会の委員会報告を行います。

議会議長 山中美恵子様。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記といたしまして、日時は令和2年3月11日水曜日、午前10時からでございます。

出席者は委員全員、関係執行部のうち、梅村税務課主幹は確定申告の業務のため欠席となっております。その他の関係執行部は全員でございます。

付託事件及び審査の結果。

議第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定、議第3号 安八町森林環境譲与税基金条例制定、議第5号 安八町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定、議第6号 安八町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定、議第10号 安八町病虫害防除事業負担金徴収に関する条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

また、議第11号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）、議第13号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第14号 令和2年度安八郡安八町一般会計予算、議第18号 令和2年度安八郡安八町水道事業会計予算、議第19号 令和2年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算、議第20号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて、以上を審査しました結果、議第11号の令和元年度一般会計補正予算（第7号）並びに議第14号、令和2年度一般会計予算のうち当委

員会の関係分を、また、議第13号、議第18号から第20号までを、全て原案どおり承認いたしました。

少数意見の留保の有無はありません。

その他ありませんでした。

以上で委員会報告を終わらせていただきます。

議 長 以上で委員会報告を終わります。

議 長 日程第4、議第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第2号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第5、議第3号 安八町森林環境譲与税基金条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第3号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第6、議第4号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第4号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第7、議第5号 安八町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第5号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第8、議第6号 安八町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第6号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第9、議第7号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第7号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第10、議第8号 安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第8号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第11、議第9号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第9号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第12、議第10号 安八町病虫害防除事業負担金徴収に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第10号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第13、議第11号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第11号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第14、議第12号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第12号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第15、議第13号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第13号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第16、議第14号 令和2年度安八郡安八町一般会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第14号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第17、議第15号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第15号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第18、議第16号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第16号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第19、議第17号 令和2年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第17号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第20、議第18号 令和2年度安八郡安八町水道事業会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第18号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第21、議第19号 令和2年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第19号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第22、議第20号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第20号は原案どおり可決しました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもって、令和2年第1回安八町議会定例会を閉会といたします。誠に御苦労さんでございました。

一番初めは全協ですので、1時半から再開をいたしますのでよろしくお集まりください。御苦労さんでございました。ありがとうございます。

(閉会時間 午前11時48分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月19日

議 長 山 中 美 恵 子

議 員 渡 邊 明 博

議 員 石 原 英 一